

総務市民文教委員会記録

総務市民文教委員会

委員長 田中陽三

1 日 時 令和4年10月11日(火) 10時00分開会、15時38分閉会
令和4年10月12日(水) 10時00分開会、16時22分閉会
令和4年10月13日(木) 10時00分開会、11時50分閉会

2 場 所 光市議会第1委員会室

3 出席委員 田中陽三、小林隆司、河村龍男、仲小路悦男、中村譲、
中本和行、西村慎太郎、萬谷竹彦、森戸芳史

4 事務局職員 山本正実、起本一生

5 説明員

吉本副市長

<教育委員会>

伊藤教育長、升教育部長、吉永教育総務課長、原田学校教育課長、門岡学校教育課主幹、国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好体育課長、眞嶋図書館長、高橋学校給食センター所長

<政策企画部>

岡村政策企画部長、北川財政課長、佐々木企画調整課長兼広報シティプロモーション推進室長、岩崎行政経営室長、藤井情報・DX推進課長、前田会計管理者、高木会計課長

<市民部>

縄田市民部長、中田市民課長、杉本税務課長、藤本収納対策課長、山根生活安全課長、福原人権推進課長、讃井地域づくり推進課長、橋本大和支所長兼大和支所住民福祉課長、川部室積出張所長、西村浅江出張所長、松岡三島出張所長、弘周防出張所長

<総務部・消防担当部>

山岡総務部長、赤星消防担当部長兼次長、坪井総務課長兼秘書室長、久山人材育成・女性活躍推進室長、小熊防災危機管理課長、清水入札監理課長、松村選挙管理委員会事務局長、守田監査委員事務局長、中原消防担当課長

6 議事の経過概要 別紙のとおり

7 その他(傍聴) 市議会モニター

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

③追加認定第5号 令和3年度光市一般会計歳入歳出決算について（教育委員会所管分）

説 明：教育総務課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

おはようございます。ちょっと1点だけ、もう少し確認をさせていただきたいんですけども、先ほどの決算参考資料の10ページ、不用額についてなんですけれども、先ほど少し御説明を頂きましたけれども、教育総務費の部分について、説明と重複するところがあるかと思うんですけども、そもそものこういった不用額について、主要なものでいいので、これがどういった性質のものなのかというものをもう少し詳しく教えていただきたいです。

例えば、予算の目的をもう十分に達成をしながら節約できたというような性質のものなのか。それとも、そもそもの予算の見積り自体が過大だったのか、それとも、予算のときには想定されなかった情勢の変化なのか。あるいは、執行の時期を逸したのものなのか。ほかにも考えられる理由等はあるかと思いますが、どういった性質のものなのかというのを確認をさせてください。

○吉永教育総務課長

ただいま、委員からは、不用額の理由と、どういった性質があるのかということの御質問を頂きました。

例えば、先ほどの10ページをまた御覧いただきまして、この中で主なもので申し上げますと、教育費の教育総務費、事務局費の報償費、ここで社会福祉費報償金として73万2,000円の不用が発生しておりますが、この社会福祉費報償金につきましては、先ほど事業説明をさせていただきましたスクールソーシャルワーカーの派遣、これにつきまして、当初予算では440時間の派遣の事業量を想定しておりましたが、決算としては297時間となり、実績に応じてということになりますので、その部分が不用額として発生しております。

また、委託料の例えばごみ収集処理委託料53万5,000円につきましては、旧つるみ・さつき幼稚園等の委託料になりますが、これは入札の減によるものでございます。

また、先ほど少し御説明した補助金の教育開発研究所97万円につきましては、ほかの事業もそうですが、コロナの影響により事業規模を縮小したことにより不用額が発生しているものでございます。

こうしたことから、不用額につきましては、おおむね入札減、コロナの影響、事業実績、こうしたところで不用額が発生しているという状況でございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。おおむね適切に使用されておるというところで、どうしても発生してしまう不用額というところかと思えます。そういうところで理解を十分にいたしました。

○仲小路委員

おはようございます。よろしく申し上げます。

決算書の181ページですけれども、ここに、もともと予算としまして、いじめ問題調査委員会委員報酬というのが予算で12万4,000円ありましたけれども、これがなくなっておりますけれども、これは関係の事案がなかったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○原田学校教育課長

いじめ問題調査委員会委員報酬についてお問合せいただきましたけれども、委員仰せのとおり、調査委員会を開催するような重大事態が発生しておらず、費用も発生していないということになります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

それから、同じく181ページの真ん中あたりですけれども、草刈等委託料32万6,000円とありますが、これはもともと予算にはなかったんですが、内容としてはどういうものでしょうか。

○吉永教育総務課長

草刈等委託料32万6,000円が当初予算ではなかったとの御質問を頂きました。

こちらにつきましては、旧つるみ・さつき幼稚園の敷地の草刈りを行ったものでございまして、当初、予算には計上しておりませんでした。敷地に雑草が繁茂し、周辺への影響が懸念されたことから、今回適切な維持管理の視点から、予算を流用し実施したものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

よく分かりました。ありがとうございました。

○中村委員

主要施策の成果についての184ページなんですけれども、スクールライフ支援事業というのがあります。支援員4人が、10校37人の児童生徒に対して、相談活動や適応指導

等を行いましたとあるんですけれども、この活動や指導、相談活動とか適応指導について、それぞれどういった内容だったのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○原田学校教育課長

スクールライフ支援事業についてお問合せを頂きました。

このスクールライフ支援員につきましては、いわゆる適応指導教室などで待つだけの支援ではなくて、不登校の状態にある児童生徒の自宅等へ積極的に出向いてつながる、いわゆるアウトリーチ型の支援を行ってきております。

主に、そのような児童生徒への学習のサポートというのが役割となるわけですが、継続的な支援を行うためには、児童生徒との信頼関係が重要であることから、例えば、学校での友達のことや、あるいは進路のことなどに関する相談、それから軽い運動や創作活動などを行う中で、児童生徒とコミュニケーションを図りながら、悩みや不安を聞くといった、そういった相談活動を行っています。

また、児童生徒本人や保護者の意向等を確認しながら、例えば、「あそびばひかり」などの他者との関わりのある場合の勧誘、それから、相談室などでの教職員や他の児童生徒との面会などの機会を設定するなどして、学校復帰や社会的な自立に向けた適応指導というものを行っているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

信頼関係やコミュニケーションがなければ、その先の話も出てこないというのは分かります。ありがとうございます。

で、この支援事業で反応というのはありましたでしょうか。例えば、教室に入れるようになったとか、そういう結果がもしあれば、よろしくお願いします。

○原田学校教育課長

この取組に対する子供たちの反応ということでございますけれども、学校復帰や社会的自立の在り方というものは、そのペースなどについて個々によって様々ということになるわけですが、実際に、不登校傾向であった児童生徒が教室に入ることができるようになったケースももちろんございます。

また、定期的なスクールライフ支援員と学ぶ時間を楽しみにしている児童生徒や、スクールライフ支援員との関わりを通して社会活動などに意欲的に参加できるようになった児童生徒もおり、一定の成果を出しているものと考えているところでございます。

○中村委員

子供たちって、何がきっかけで変わるか分からないので、本当、そういう結果が出ているという以上、これからもどんどん続けていって欲しいなと思います。ありがとうございます。

そして、185ページ、6ページになるんですけれども、今度は光っ子サポーターにつ

いてなんですけれども、この光っ子サポーターの仕組というか、要請というのは学校からあって、こういう派遣というのがあるんでしょうか。お願いします。

○原田学校教育課長

光っ子サポーターについてのお問合せを頂きました。

光っ子サポーターの配置につきましては、年度末に各学校における特別支援学級の児童生徒数、それから通常学級における支援が必要な児童生徒数、さらに、該当児童生徒の配慮を必要とする程度など、このようなものを学校からの要請として聞き取りまして、それを把握し、配置について決めているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。右の表なんですけれども、数字が入っていないところは多分ゼロかなと思いますが、もしこの全校から要請があったときというのは、対応はできるのでしょうか。その辺をお願いします。

○原田学校教育課長

特別な配慮を要する児童生徒の人数は、増加傾向にございまして、また、光っ子サポーターが各校において担う役割が非常に大きいという認識が学校にございますことから、昨年度末にも多くの学校から要望がありました。

ただ、その全ての学校に必要な人数を配置することはできていないという状況にはございます。

ただ、支援を要する児童に対して、特別支援教育のために定数より多い教員、いわゆる加配教員が配置されるケースがあること。また、光っ子サポーターと児童生徒の信頼関係などから、継続的な配置が必要となるケースなど、市内の教職員の配置状況やこれまでの支援の経緯なども総合的に判断しながら、光っ子サポーターを配置しているところでございます。

市教委といたしましては、引き続き市内各校の状況を把握しながら、適切な配置をしていくとともに、加配教員等について県教委のほうにも要望等を続けていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

状況によって適切な対応をしていくということで理解しました。ありがとうございます。

以上です。

○森戸委員

主要施策の成果の238ページの教育諸費の私学振興対策事業の私学振興対策補助金の

内容の就職指導費についてお尋ねをいたしますが、これはどういうものを、就職指導ですけど、どういうことをやられているのかということと、これを補助することによってどのような成果につながっているかの点についてお願いいたします。

○吉永教育総務課長

今、委員からは私学振興対策の私学対策費補助金についての内容のお問合せを頂きました。

こちらにつきましては、今現在、市内の聖光高等学校に対する支援でございます、内容といたしましては、就職活動の指導であったり、あるいは研修関係、そうしたものに対する経費を補助しているものでございます。

事業費といたしましては、このたび226万8,000円でございますが、それを支援することによりまして、いわゆる学校の安定的な経営に寄与するというものが目的の一つでございます、それをすることで、そこに通う子供たちの学びの確保や充実を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

ちょっとよく分からないんですけど、就職指導費というのは一体何なんですかというお尋ねで、教職員の研修費についてお尋ねしたつもりはないんですけど、授業とか、そういう言葉がありましたけど、それ研修とかという言葉がありましたけど、研修とかという言葉がありましたけど、それは生徒に対する研修なのか、先生に対する研修なのか。それと、これをやることでの成果もお尋ねしたんですけど。その2点をお願いします。

○吉永教育総務課長

失礼いたしました。まず、就職の指導の中身につきましては、今年度の取組でいきますと、具体的には学校用のPRのパンフレットを印刷、これが今回の主な経費の部分、あと、就職指導員に係る職員の人件費、こういったものが当たっております。

また、研修費につきましては、取組としては、昨年度決算額ベースでいきますと、聖光高等学校さんのほうで140万円程度の研修費を使っておりますが、こちらについては、今回の補助には充当しておりません。

今回の充当した部分につきましては、就職指導費、こちらに全て充てておりまして、先ほどございましたように、就職指導員に係る人件費等がございまして、決算額で申し上げますと、約550万円程度の支出をしており、先ほどのパンフレット経費であったり、学校用の広告掲載費用、そうしたものに充てたところでございます。

また、その効果として、私どもが期待しているところは、やはり財政基盤の安定を確保することによって、聖光高等学校さんの経営の安定・健全な学校運営、それを図ることで生徒さんの学業成績やスポーツ・文化活動の振興、学校生徒に対する評価の向上、いわゆる教育振興というものを期待しているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

パンフレットなんですけど、これは一般の学校のパンフとはまた別に、何か新たに作られたものなんですか。まず、その辺のどんなものなのかということと、どのぐらい刷られて、それに対する目安としては、半分程度を補助しているのか。また、人件費に関しても550万円だというふうなお話でしたけど、その部分のどれぐらいを目安として補助としているのかということと、要は、就職指導等に出すことによって、どんな成果に結びついたかというのは、具体的に就職ができたとか、その辺のところの数とか、その辺の部分はどうなんですか。もしこれがなかったとしたら大変なことになっているとか、その辺が分かればと思います。それはもう説明どおり、それ振興にお金を使うというのは必要なことと思いますが、実際それを使った成果を示していただくといいんですが。

○吉永教育総務課長

実際に補助したことによる成果はどういったものがあつたのかという再度の御質問を頂きました。

先ほどのPR用のパンフレットでございますが、大変申し訳ございません。部数までは、こちらでは把握はしておりません。

また、経費で申し上げますと、パンフレットが実際にかかった経費としては278万円程度かかっておりまして、そのうち今回の補助に充てたものが約130万円を充てております。

また、就職指導員に関する人件費ということで、実際のその先生方が活動したことによって、どのように就職に反映されたかというところではありますが、この補助金が直接結びつく成果というところまでは、申し訳ございませんが、今、把握はできておりません。

実際にかかった経費といたしましては、職員の経費ということで240万円ほどかかっておりまして、そのうち96万円を今回の補助金に充当をしているところでございます。

○森戸委員

ちなみに、240万円に対する96万円の充当というようなことですが、これには何かルールがあるんですか。

それと、先ほどのパンフレットにしても、178万円かかって130万円という補助の割合なんですけど、それには何らかのルールがあるんですか。その辺のところを、まず。

○吉永教育総務課長

補助金をどういったメニューに充当するかという御質問を頂きましたが、実際には、今回、聖光高等学校さんが該当する対象経費といたしましては、トータルでいきますと約680万円程度の経費がかかっております。その経費の内訳のうち、実際に明確に用途が確認できるもの、そういったものを優先的に判断して補助金を充当しているところでございます。

したがいまして、今回で申し上げますと、そのあたりの優先順位として、学校のPRのパンフレット等の印刷、このあたりを充当をしたという流れでございます。

○森戸委員

いや、全体のことを聞いているのではなくて、私は上の私学振興対策費の補助金についてお尋ねしているんであって、要は、パンフレットで、178万円に対して130万円補助しましたよと。で、その補助したその金額を決めた設定の理由は何なんですかというお尋ねなんです。全体からして優先順位をつけていったということは分かるんですが、それと、人件費の部分の96万円もです。要は、補助したお金の使い道のその根拠は何なんですかというところを、根拠というか、ルールというか、そこを聞いているんですけどね。

○吉永教育総務課長

補助のルールということでの御質問だと思うんですが、今回、当初予算として、私学振興対策費として226万8,000円ほど計上しております。この予算の範囲内での補助ということになっておりますので、この予算の範囲内で相手方さんのその事業の中身から優先順位をつけているという根拠になっております。

○森戸委員

そういうことであれば、特にルールはないんですよということであえて思うんですけど。1個1個で見ていくと。じゃないですか。

○升教育部長

順序というお尋ねでございます。

先ほど、委員から成果はというようなお問合せもありましたけれども、成果、全般的には先ほど課長が申し上げたようなことではございますが、就職指導費、これに充てているというのは、やはり地元就職をされる人口定住の期待もある。地場産業の振興にも当たるというような効果も期待しているところでございます。

そういった効果が、数値で表すのはなかなか難しいという回答もさせていただいたんですが、そういった効果に直結する経費にまず充当をしようということで、先方と話し合っ、て、こういう経費がまず必要なんだというようなことを協議をいたしまして、光市のほうで、じゃ、こういう経費に充当しようということで充当をしているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。あと、パンフレットに関しては、これは高校が作る一般的なパンフレットに対する経費なんですか。それとも、新たに就職用とか、そういう部分に関して作ったものなのか、その辺のところはどうなんですか。その辺のところだけお願いします。

○吉永教育総務課長

パンフレット自体は、それが新たにというものまでは把握はできておりません。
以上でございます。

○森戸委員

最低限、補助をしているんですから、その辺はしっかり把握をしておいてくださいよ。
よろしく願います。
以上です。

○萬谷委員

先行委員もちょっと触れたんですが、主要施策の成果184ページ、スクールライフ支援員事業です。表を見ると、まず、37人に対して1,365回、1,955時間という数字が出ておりますが、特にすごく密にやっていたらと思うんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○原田学校教育課長

スクールライフ支援員についてのお問合せですけれども、委員のおっしゃるとおり児童生徒37人に対して1,365回、1,955時間の支援を行っているという御認識で間違いございません。

○萬谷委員

その成果や効果につきましては、先ほどの答弁で分かりましたので、ちょっと昔、コロナになる前によく視察に行っていた、よく視察に行っていたっておかしいんですけど、明石市がこういう不登校児童生徒のためのもくせい教室というのをやって、それを視察に行かせていただいたときがあったんです。で、相談、指導そして社会的自立の援助と支援をするために、現在は明石市の中で3か所にそれが設置されていると。で、光市にもこれから、いろいろ使わなくなる教室等も出てくるんじゃないかなと思われるんです。で、一概に不登校の生徒がこうとは言わないんですけど、やっぱり大規模校になじめない子供たちに対してというところもあると思うんですが、そのような考え方で配慮というか、取組は今からどうかなというふうなところを聞きたいんですが、何かお考えがあれば、ちょっと教えていただきたいと思っています。

○原田学校教育課長

学校になじめないなど、集団への不適合状態にある児童生徒への支援ということについては、スクールライフ支援員事業やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの派遣等を行ってきており、加えて、今年度からは教育支援センターまなびばひかりにおける支援も開始したところということになっております。

現時点では、その図書館の2階会議室をセンターとして活用しているところですね

ども、今後の不登校児童生徒数の推移等により、お示していただいたような先進的な事例等も参考にさせていただきながら、また検討を深めていきたいと考えてはいるところでございます。

○萬谷委員

実は、僕の記憶では、明石市に行ったときに、そのときはこの教室がまだ1か所だったんです。今回、このスクールライフの質問をしようかなと思って調べたら、もう3か所に増えている。そのときに、1か所でももういっぱいなんですよとは言っていました。増やせば、そこに行かせたがる親御さんも増えるのは間違いないんですよという、当時の担当者が言っていましたので、たくさん増やすのが本当に正しいのかどうかちょっと分からないんですけども、でも、やっぱり実際不登校で学校に行けないという子供たちがいる以上、やはりそのほうにも配慮をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○河村委員

決算書の181ページ、上段のほうにあります奨学金貸付審議会の委員報酬5,100円なんですが、どういう形で5,100円なのかというのがちょっとよく分からないので、開催状況を含めて実態、貸付金があったのか、なかったのかを含めて、ちょっと報告してください。

○原田学校教育課長

奨学金についてのお問合せを頂きましたけれども、奨学金の貸付状況につきましては、令和4年度現在、1名の大学生に奨学金の貸付を行っているところでございます。

これにつきましては、審議会のほうを開きまして、そこで決定をしているということでございまして、その費用というふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○吉永教育総務課長

先ほどの委員報酬の5,100円の内訳でございますが、こちらにつきましては、審議会を開催いたしまして、報酬の対象となる委員さんが2名欠席しておりましたので、残りの委員は行政の職員等から構成されるものですので、今回支払った報償金につきましては、1名の委員さんへの5,100円となっております。

以上でございます。

○河村委員

令和4年現在1人と、こういうふうに使われたんですが、この令和3年の決算で奨学金の貸付審議会を開いて、そのときに何人の審査をしたのかというのが報告じゃろう。違いますか。

○原田学校教育課長

大変失礼いたしました。令和3年度につきましては、1名の申込みがあったもの、申請があったものについて審議を行い、1名について決定をいたしました。

○河村委員

委員2人欠席をされて、市の職員と、今、規約がどういうふうになっているのかちょっとよく分かりませんが、要は、報酬が1人分しか出ていかない申請で大丈夫じゃったのか。その中味について。特に最近、奨学金を貸付けをされる方が随分少なくなってるんです。で、金額的にも今増えたような、私は記憶にあるんですが、何か不具合を含めて問題点等があるんですか。それとも、その2名の欠席者ちゅうのは、何か特段の欠席。で、日を改めてやることができなかつたのかどうか。奨学金審査会ぐらいはきちっと、やるからには全員出席でやるということが望ましいと思うんですが、どんなですか。

○原田学校教育課長

審査会についてということでございますけれども、それぞれの委員の御予定等も調整に時間がかかることから、なかなか時期をずらすことも難しいということで、このような開催の仕方をさせていただきましたけれども、今後、なるべく全員出席してという形につきましては、できる限り、対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○吉永教育総務課長

すみません。先ほど欠席2名と申しましたが、欠席は1名ということで訂正をさせていただきます。大変申し訳ございません。

○委員長

いや、奨学金の内容について、増えてないという現状について、どういう評価をされておるのか。

○原田学校教育課長

この減少の理由として、明確なものというのはございませんけれども、例えば、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度において、近年給付型奨学金制度の創設であったり、無利子の奨学金制度の基準緩和というようなものがあることから、そのあたりの影響というものも出ているのではないかと認識しているところでございます。

○河村委員

認識をしておられれば、ええと思います。最近償還せんでもええという、あるいは地元へ帰ってきて就職をされるとか、何かそういったもので整理をされるようなケースが多々見られていますので、そういったことも考慮に入れる必要があると思いますし、

一応この審議会委員に選ばれたら一応公務なんで、そのあたりのところの選任についての問題点があるのなら、それも整理をしておいていただいたらと思います。

それから、最下段のキャンセル料なんですけど、もちろん出してあげてええと思うんですけど、旅行会社にたしかお願いをしておるんで、そうすると、旅行会社のほうのキャンセル料の基準みたいなものがあると思うんですけど、それに照らして、まず適正であったかどうかというのと、それから、最終判断をいつしたのか。普通、今、JRなんかじゃったら、28日前ぐらいから切符の手配なんで、結構キャンセル料はあまりかからないケースもあるんです。そのあたりのところについて、ちょっと報告をしてください。

○原田学校教育課長

修学旅行のキャンセル料ということでございますけれども、令和3年度につきましては、春先に予定しておりましたものを一度秋口等に延期をするというところで、1度発生しているところでございます。

それから、またさらに、冬になりましてからも実施が宿泊を伴うものが難しいというところから、年末の段階でのキャンセル料の支払いを行っているところでございます。

○吉永教育総務課長

先ほどの旅行会社のキャンセルのルールと申しますか、規定の部分の御質問につきましては、今回、修学旅行のキャンセルが8校分出ておりますが、解除の時期としては、おっしゃったように20日前から発生をいたしますので、このたびでいけば、1泊2日のところの変更で日帰りに変わったと。これが20日を切った中での変更であったためキャンセル料が発生したという状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

ずっとこれからも継続していくことなんで、ある程度のことはやむを得ないとは思いますが、そうは言いながら、出ていくお金は税金なんで、そのあたりのところには十分注意をしていただいたらと思います。

それから、先ほど、主要施策の成果のところの238ページ、教育諸費のところでお話がありました。本来、私学振興対策事業そのものは県の助成なんですけど、県の助成というのがちょっと分からないんですが、県はどういったものに助成をされてるんですか。

○吉永教育総務課長

県の助成の内容でございますが、大変申し訳ございませんが、承知しておりません。

○升教育部長

委員仰せのとおり、県が主務官庁となっております。県の補助金については、運営費の補助というふうに認識しております。

以上でございます。

○河村委員

いや、運営費の補助だって何でもありちゅうことはないよ。中を精査して、その中でということになっているはずなんで、その基準は持ってないんですか。

○升教育部長

基準があることは承知をしておりますが、今、手元に持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○河村委員

やはり予算の裏づけをきっちり整理をすることがまず1つ。それから、県がどういうところへ出ていくんで、そこに、じゃ補填をするもの、ここで言うたら、利子補給というのは、当初からこういったもので何とか支援がでんかというようなことから発生していった話なので、経営状況がどうかは今は分かりませんよ。資料を持ってませんから。

で、市のほうで経営状況の中でどうしても必要なんだと、この利子補填はしてあげないと苦しいということを出ていくのなら、やむを得ないと。そのあたりのところの判断がまず1点。

それから、人件費補助という話が出てきまして、ちょっとびっくりです。人件費補助ってできるの。県の管轄する高等学校ですから、人件費補助をやってもいいのかどうか。で、聖光高等学校の経費が680万円あると。そのうちの全部で226万8千円を支援しようと、こういう結果なんですね。どうもその整理の仕方が悪い。今までには、何か教材を買ったり、何かたんびに名目がころころ変わっていくような、お金が先にあって、その理論づけをするというのは、どうもちょっと腑に落ちない。

ですから、毎年きっちり基準に照らして審査をして、その中でお金が出ていくというふうなスタイルに変えていかなきゃ、これからずっと付き合い切れませんよ。

当初は光市からOBを経営のほうに携わっていただいていた。ただ、今の状況はどうも違うみたい。理事長と言われる人もきちんと費用、給料については当たり前に出ているようですから、困ったときの経営状況とは今は違うんじゃないかと、はたから見たら推察されますから、それなりのきちんとしたお金の中の分析をやっていただけたらと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：教育総務課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

決算参考資料の10ページ、不用額について先ほどと同様の質問をさせていただきます。

不用額の主なところについて、先ほどのまた性質の話についてももう少し教えていただければと思います。

○吉永教育総務課長

今、委員からは、先ほどの10ページの不用額の性質についての少し詳しい説明をとのお問合せを頂きました。

10ページをまたお開きいただきまして、それぞれ小学校と中学校費を御覧いただければと思うのですが、それぞれの事業の中に記載しております令和2年度の繰越明許費の部分につきましては、そのほとんどが入札減によるものとなっております。

また、例えば節の扶助費の部分で申し上げますと、就学援助費が小学校であれば140万9,000円の不用額が発生しておりますが、これは扶助費の性格上、どうしても弾力的な運用ができるよう一定額を確保したものでございますので、不用額がこうして発生しております。

また、中学校費の教育振興費の部分で申し上げますと、例えば負担金補助及び交付金の部分の中国・全国大会選手派遣費、これが、不用額が108万8,000円ほど発生しておりますが、これは実績によるものでございまして、団体からの実績報告を受け対応するため、このような不用額が発生しているものでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。先ほどと同様に必要な備えであるというところで理解をいたしました。

それから、これここで聞くのかどうかはあれなんですけど、決算参考資料の23ページ、入札のところになるんですけども、これ学校管理費のところ、上のほうの床置形エアコンのAからEまで、これ入札があるんですけども、これCだけ入札が入って、あとは不落になっているようなんですけども、これってどういった発生の原因というか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○吉永教育総務課長

床の据置型のエアコンのA、B、D、Eということで、それぞれが不落札となっております。こちらにつきましては、先ほどの説明で申し上げましたが、特別教室にエアコンを設置する際に入札を諮ったものでございます。

それぞれ学校はある程度区分して入札を行った結果でございまして、実際の入札が不落となったということでございます。

それぞれの事業で申し上げますと、A、B、Eにつきましては、入札を行った結果ですが、最低の入札価格を提示した業者の入札価格と予定価格を比較し、その差が6%以内の範囲にあれば、そのまま再度見積りを徴取し、予定価格の範囲内であれば随意契約ができるようになっており、その範囲にありましたので、その後、随意契約に切り替えたところでございます。

また、エアコンのDの部分につきましては、その予定価格の6%を超えておりました

ことから、再度設計を変更し、再入札をかけたものでございます。

入札の不落札につきましては、エアコンの設計をする際に、電気工事は床の据置型エアコンの本体価格や搬入設置費用と比べ、設置する学校及びその教室の配置等によって配線の経路が異なるため、費用の変動幅が大きいことから、設計の部分でそのあたりが反映されなかったため不落となったという経緯がございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。大半のものは再度随意契約で対応をして、その範囲からまた出たものは下のFとかGとかですか、また入札をしているというところで理解をいたしました。

もう一点もう少し教えていただきたいところがございます。主要施策の成果の189ページ、これの児童生徒1人1台タブレット端末の活用と——エのところですか——についてなんですけれども、これ端末の操作や、問合せ、トラブル対応、そのあたりを委託をしているというところなんですけれども、実際、この小中学校合わせて3,271台ある中で、そういったトラブルであったりというのは実際どれぐらいの件数が起きているものなのかというのがもし分かれば、お願いいたします。

○吉永教育総務課長

今、委員からは、189ページのタブレット端末の実際のトラブルということで、どのぐらいの頻度があるかというお問合せを頂きました。

対応といたしましては、問合せは日々あるのですが、昨年度の集計で申し上げますと、専門業者が対応した件数で208件となっておりますが、1件当たりの件数が、例えば年度末の年次更新のアカウント整理でいきますと1件にカウントされますが、実際には、その1件の内容がアカウント整理として936台分ほど更新しているとか、内訳といたしましては、かなりボリュームのあるような内容となっております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。相当件数があるというところで理解をいたしました。

こういった端末に関する問合せというのは専門性が求められるところもあるかと思えますので、ちょっとお尋ねさせていただきました。

あと、最後にもう一点、これも分かればいいんですけれども、主要施策の成果の192ページと196ページの就学援助事業のところで、これ令和元年度から3か年分認定率の推移が書いてあるんですけれども、これ徐々に認定率が下がっている原因とか、何か把握されている要因とかがあれば、お聞きをしたいんですけれども。

○吉永教育総務課長

認定率が年々下がっているというお問合せを頂きました。

こちらにつきましては、なかなか分析が難しい部分ではあります。実際に、認定率とは直接関係ないのですが、子供の数が減少している中で、その認定率がなぜまた下がっているのかという部分につきましては、当然我々も内容の確認等をしてはいるのですが、所得の状況であったり、そういう細かい部分まではなかなか分析ができていないという状況です。例えば国・県の動向で見えますと、本市に関しては8年連続の減少、また国に関しても8年連続の減少、県に関しても5年の連続の減少というふうになっております。

一般的には所得が減少しているのではというイメージになるのかもしれませんが、これはあくまでも推測ではございますが、就学援助を算定する際には世帯所得で判定をいたしますので、共働き世帯の増加によってその世帯所得が増加し、これによって認定率が下がってくる。こういうことも推測はされますが、実際には詳細な分析は困難であると考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○中村委員

今の質問の続きになるんですけれども、1人1台タブレット端末のところになります。189ページと同じものが、中学校のほうの193ページにもあるんですけど、トラブル対応の件数については、今、しましたので、分かりました。

主な内容というのがもし何個か分かれば、教えていただけたらと思いますが。

○吉永教育総務課長

タブレット端末のトラブル等の主な内容ということでの御質問を頂きました。

実際には、例えば破損や故障、こういったものも多くありますし、簡易なものでいきますと、パスコードのリセットあるいは実際のインターネットの接続や、アプリ等の不具合、こうしたものがございます。そうしたものに対する対応を専門業者をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。この対応の業務というのが専門業者に委託というふうはこの文書ではあるんですけれども、割合的にもう100%の委託ということではよろしいのでしょうか。

○吉永教育総務課長

タブレット端末に係る全てを委託しているというものではなくて、大まかなものは委託をしておりますが、実際には管理運営の中で、簡易なものにつきましては引き続き教

職員の皆さんにお願いすることもあります。先ほどのトラブル対応であったり、各種アカウント管理など、いわゆる専門的な管理運用につきましては、先ほどの専門業者に委託をしているというところでございます。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。専門となると、やっぱり先生方も大変になると思いますので、そういうところを少しでも先生方が時間を奪われないようにしていただきたいということで、今、質問をさせていただきました。理解しましたので、安心しました。ありがとうございます。

以上です。

○仲小路委員

それでは、決算書の191ページの上の2行目の令和2年度施設整備工事、繰明許4,440万1,000円がありますけども、これに対しまして、主要施策の194ページですけども、中学校施設整備事業のアの事業名のところの2行目が4,287万3,000円となっていて、その差が152万8,000円ですが、これは先ほど中学校のエアコンの工事の電機工事代に当たるんでよろしいでしょうか。

○吉永教育総務課長

委員仰せのとおり、次の195ページに記載の中学校のエアコンの中に工事費として152万8,000円が含まれております。

以上でございます。

○仲小路委員

その詳細な金額が明確に分らなかったものですから、できましたら、この金額を合わすような表をつくっていただければ分かりやすいかなと思いました。

以上です。

○萬谷委員

それでは、189と193、主要施策の成果の中で、定期健診の結果が出ております。そこら辺の分析をどうされているか。改善されているか、効果があるか。教育委員会どんなふうに考えているか、ちょっと教えてください。

○原田学校教育課長

児童生徒の定期健診に係る分析ということでございますけれども、毎年、光市教育研究会健康安全部会において、光市定期健康診断新体力テスト統計資料として、定期健診の結果もまとめているところでございます。

その中で、例えば体格については、全国平均と比較すると身長・体重ともにやや小柄

ではあるが、山口県平均では同程度であるといったこと。それから、視力検査では全国と比較すると視力異常者はやや低い、学年が上がるにつれて割合が高くなるといったことなどの分析がなされています。

なお、改善についてということでございますけれども、改善については、この定期健診の結果の基づき治療が必要となる児童生徒に対しては、学校において治療の指示をしているところでございます。

ただ、昨今の新型コロナウイルス感染拡大等により、受診控え等も影響しており、全ての項目について大きく改善がなされているというわけではないところが現状かと捉えているところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。うちもいろいろ持って帰って、いろいろ検査をさせていただいたこともありますけれども、必要なことだと思いますので、常に何か数字が極端に減ったり上がったりするところもちょっと見受けられますので、そのあたりを常に注意のほうをよろしくお願ひしたい。各学校にということもあるんでしょうけれども、よろしくお願ひしておきたいと思います。

そのまま189ページの下に、施設の修繕というのがあります。これ、中学校も小学校も金額を件数で割ると、1つ1つは細かい工事というふうになってくる。そのような認識で、まずよろしいかと。で、具体的にはどのような工事をしているのか、ちょっと教えてください。

○吉永教育総務課長

今、委員からは施設の修繕の内容について御質問を頂きました。

おっしゃるとおり、一つ一つ、今回で言いますと、小学校162件対応しております、単純にいきますと、大体おおむね5万円未満であったり、10万円未満であったり、そうした部分の修繕が多くございます。

また、その多くは、内容につきましては、やはり校舎や体育館施設等が老朽化しておりますことから、そうしたそれぞれの修繕であったり、給水管の修繕等が年間を通してある状況でございます。

以上でございます。

○萬谷委員

先ほど言われましたように、件数が増えているということは、やっぱり要望が多いと、年々多くなっているという認識でよろしいですか。

○吉永教育総務課長

やはりおっしゃられたように、経年劣化が進むことで修繕箇所は当然増えておりますことから、学校からの要望といたしますか、御相談というのも日々ある状況でございます。

以上でございます。

○萬谷委員

多分たくさん要望が各小中学校から来ていると思うんですけども、要望の件数と修繕できた、修繕の実施、大体どのぐらいの割合なのか、分かれば教えてください。

○吉永教育総務課長

申し訳ございません。要望の件数までは把握できておりませんが、日々御連絡、御相談等頂いている状況でございます。

○萬谷委員

私もいろいろ仕事柄というか、立場柄、各小中学校には行く機会が多いんですけども、やはり直せばいいのになと思うところも所々見受けられますので、その辺、やっぱり予算との関係もありますけども、できるだけ認めてあげればいいのになと思ってますので、ちょっとバランスを考えながら、どうぞよろしくお願いします。

あと、教育振興費の学校図書標準達成度です。191ページ、小学校・中学校両方あるんですけども、何か100%を超えてとてもいい数字だとは思いますが、よろしければ、各学校別に数字があれば教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉永教育総務課長

学校図書の標準達成度ということで、各学校の標準達成度の御質問を頂きました。

それでは、順番に申し上げていきますと、まず室積小学校につきましては159.4%、光井小が132.3%、島田小が177.1%、上島田小が113.6%、浅江小が118.7%、三井小が157.1%、周防小が114.1%、三輪小が115.5%、岩田小が136.9%、塩田小が112.9%、東荷小が157.2%、次に中学校でございますが、室積中が122.4%、光井中が118.9%、浅江中が103.4%、島田中は100.1%、大和中は143.3%となっております。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。どの学校も100%を超えてますので、児童生徒の知的活動という部分では役に立っていると思うんですが、図書館というか、図書室というのがやっぱり小学校・中学校の生徒児童にしてみれば、こういう言い方をしてはいけないのかもしれないんですが、友達と遊ぶときがないときに、ぽっと行ける施設の部分のような役割を担っているところもあるんです。だから、そういう意味では、それは悪いことではないと思っています。だから、小学校・中学校までは親の関係とか、勉強ができる、運動ができるというのがすごい顕著に出てくる場所なので、いろんな友達関係ちゅうのが出てくると思うんですが、そういう意味では、図書館というか、図書室というのが非常に本が友達だったというような、例えば有名人でも昔は、小学校のときはそんなに友達がいなかったという子供たちの逃げ道という言い方は悪いんですけども、そういう意味では、

そういう役割も踏まえておりますので、これからもこの学校図書という部分にはちょっと重きを置いて、考えていただければなと思っております。よろしく申し上げます。
以上です。

○吉永教育総務課長

すみません。先ほどの数値を1つ訂正をさせていただきたいと思えます。
三輪小につきましては111.5%と訂正をさせていただきます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

主要施策の成果の189ページで、関連の質問になりますけど、タブレットの破損の話があったんですが、破損については、全国的にも大きな問題となっているということでもありますけど、3,271台のうち導入後、決算上でどのぐらい破損があったんですか。で、その破損に対しては、どういうふうに対応されて、そのお金はどこに計上されてくるのか。その辺が分かればお願いします。

○吉永教育総務課長

タブレット端末の破損に関する御質問を頂きました。
令和3年度の状況で申し上げますと、修理台数としては、画面の破損等で小中学校合わせて12台となっております。こちらにつきましては、全て修理費用として、全体で39万6,000円となっております。
以上でございます。

○森戸委員

その39万6,000円はどこに上がっているんですか。

○吉永教育総務課長

決算書の185ページをお開きいただければと思いますが、小学校で申し上げれば、小学校管理事務費の修繕に計上しているところでございます。
以上でございます。

○森戸委員

分かりました。傾向的に見ると多いのか少ないのか分かりませんが、台数からいくと少ないのかなと思えますが、例えば破損する状況というのは、落としたり、その上に座ったりとかというのが一般的だと思いますけど、そんな感じですか。

○吉永教育総務課長

先ほどの12台のうちその多くが、やはり机から落下するというケースが多くございま

した。

○森戸委員

で、その修繕費に関しては、保険とかそういうもので対応されるものではないんですか。市としての持ち出しになるんですか。その辺はいかがですか。

○吉永教育総務課長

こちらにつきましては、保険等には加入しておりませんので、全て実費となっております。

○森戸委員

分かりました。保険に加入すると相当な台数があるので大きな金額になろうかと思えますので、そういう対応になろうと思いますが、今後、その数がどうなっていくか分かりませんが、丁寧に扱っていただくように児童生徒に指導をお願いできたらと思います。

それと、就学援助についてお尋ねをいたしますが、先ほど、傾向についてはよく分かりましたので理解をいたしました。で、全国の動向が増えているよというようなことでしたので、せっかくなら動向を示していただけたらと思うんですが、192ページの就学援助事業のところにあると思いますが、小中合わせた認定率で構いませんので、全国の認定率と県の認定率を令和元年、2年、3年でお示しいただけますか。

○吉永教育総務課長

それでは、192ページに記載の認定率ということで、小中合わせてになりますが、まず、令和3年度の数値については、把握しておりませんので、令和元年度と2年度の数字で申し上げたいと思います。

まず、令和元年度でございますが、全国の小中平均が14.53%、令和2年度が小中の平均が14.42%でございます。

あと、県でございますが、県につきましては、令和元年度が20.01%、令和2年度が小中が19.18%でございます。

以上でございます。

○森戸委員

よく分かりました。了解をいたしました。

それと、教育振興費の学校図書、主要施策の成果でいうと小学校をベースに聞きたいと思いますが、191ページですか。学校の図書のお話がありましたが、購入は標準を達成しているというのは分かるんですが、その図書の購入の仕方なんですが、要は、新しく選定された図書を買うのか。既存の図書を、古くなったのを変えるのか、その辺のバランスというんですか、その辺はどういう買い方なんですか。

1つは、恐らくその既存の図書自体が古くなっている可能性があるんで、そういうものも含めてこういうふうな中で買っていくのか。ちょっとその辺、分かればお示しいた

だけですか。

○吉永教育総務課長

購入の中身ということで、新しくそろえた場合の中身の御質問を頂きました。

古くなって廃棄したものを改めて購入したというのも恐らくあると思うのですが、その内訳までは、こちらのほうで今、把握はできていない状況でございます。

○森戸委員

じゃ、この学校図書の部分、要は、新たに選定されたものを購入するんですか。その辺、どういうものか教えてもらえますか。

○伊藤教育長

私のほうで分かる範囲で答えさせていただきますが、私、学校に勤めておったという関係で、全部の学校でということまではちょっと把握しておりませんが、市内では一般的に、例えば選書会みたいなものを行っています。

そんな中で、子供たちや保護者の方から見てもらって、新しい図書でこういうのがあるというようなものを整理して、それを希望として教育委員会に示して、新しい図書も含めて買っていただくというようなことをやっておりましたから、当然、各校ともそういう工夫というのは、いろいろとやって、新しい図書を入れてもらっていると思います。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。新しい図書を選書されて、皆さんで意見を出し合って買うということだろうと思いますが、ここまで聞きましたので、要は、既存の学校の図書館自体の本ですか、そういった古くなった部分については、どのようにされているんですか。そういうのが現状はどういうふうな状況なのかも含めて、何か把握をされておられますか。いわゆる学校の図書館自体の本がぼろぼろになっているということをよく聞くんですが、その辺のところはどのように把握をされてますか。

○吉永教育総務課長

古くなった学校図書につきましては、毎年、定期的に廃棄をしております、昨年度で、小学校で申し上げますと1,552冊を廃棄しております。中学校で申し上げますと317冊を廃棄している状況でございます。

○森戸委員

廃棄する基準といいますか、見た目では判断だろうとは思いますが、そういった古くなった部分についても、目を行き届かせていただけたらと思いますので、新しい選書したものを買い、それも必要ですが、いい本もありますから、それがぼろぼろになっていれ

ば新しく買い替えて、読書につなげていくというようなこともやっていただけたらと思います。

それと、学校図書館の利用の状況と伺いますか、要は、生徒1人当たりの年間の貸出し数というのがデータ的にございますか。要は、本を買うたはええんですが、実際にどれだけ読まれているのかというところが一番大切なことだと思いますので、その辺は何かございますか。

○吉永教育総務課長

市内全体としては、数校把握できていない部分はございますが、今、私どものほうで把握できているのが、小学校で申し上げますと、11校中8校、中学校でいきますと、5校中4校把握しておりまして、そこの把握している部分だけの平均で申し上げますと、小学校が1人当たり49.2冊、で、中学校が4冊と。

以上でございます。

○森戸委員

中学校が4冊、年間4冊なんですか。

○吉永教育総務課長

中学校は4冊となっております。

他市の状況等までは把握はしておりませんが、全国平均で申し上げますと、令和2年度の調査がございまして、小学校が49冊、中学校が9冊という状況でございます。

以上でございます。

○森戸委員

なるほどね。どう考えたらいいのかちょっと分かりませんが、中学校のこの年間、学校図書を利用する意味合いだからなのかどうか、分かりませんが、中学校におけるこの数の少なさについては、どのように思っておられますか。

と、それ自体を今後上げていくとか、どうするのかとか、その辺のところがあればお願いします。

○原田学校教育課長

学校における読書活動の充実については、各校で取り組んでいるところであり、例えば、朝読書であるとか、そういうところで子供たちが本に触れ合う機会というのは、なるべく増やすようにしているところがございますけれども、図書室の書籍を借りるのに、なかなか休み時間を利用してというところも難しいところもあるのかと考えておりますけれども、この数字が低いということについては、またこれから学校としっかり検討して、利用を増やしていきたいと考えています。

実際に、例えば朝の読書、先ほど申しましたけれども、授業が始まるまでの時間にその利用する書籍を、図書室のものを利用するようにしている学校であるとか、それから、

例えば国語の時間に図書指導員から話を聞くなどして、その際にも図書の貸出しができるようにするといったような類いのこと。

それから、先ほど教育長からもございましたように、選書会等を通じて、その児童生徒が求めている人気のある図書というか、そういうものを用意できるようにすることによって、図書室の利用を増やしていきたいと考えているところではございます。

以上でございます。

○森戸委員

語彙を増やして考える力を育むという部分では、やっぱり紙の本というのはとっても効果があると思いますので、政府自体も学校図書館を学習の理解を深めて、情報活用能力を育む拠点というふうなことで、最重要視しておりますので、ぜひ貸出しを増やすということを、せっかくの学校図書館という場があるわけですから、それを増やしていくことで、図書館本体、光市立図書館の活用も上がっていくと思いますので、やはり隗より始めよということで、この足元からの読書活動を、このネット全盛時代にやっぱり見直す必要があるかと思っておりますので、ぜひ力を入れてやっていただけたらと思います。

もう一点、決算書の187ページで、小学校教育振興事業費の日本語学習支援員派遣委託料というのがあります。これは、こういった資格の方が、どのぐらいの人数でやられておられるのか。その辺のところ分かれば、教えてください。

○原田学校教育課長

日本語指導につきましては、その資格を持つ人1名に委託をして、小学生6名の支援に当たっております。

以上でございます。

○森戸委員

その資格というのはどんな資格なんですか。

○原田学校教育課長

日本語指導のできる資格というふうに把握しております。

○森戸委員

それは分かるんですけど、何か公的な資格なんですか。その辺は何かそういうものがあるんですか。

○原田学校教育課長

実際にそういう資格を、公的なものとして取得できるものとなっております。

○森戸委員

名前が分かれば教えていただきたいんですが。

○原田学校教育課長

申し訳ございません。正式な名称を今持ち合わせておりません。

○森戸委員

また分かったら教えてください。適正な資格を持った方が教えておられるということであれば、納得をいたしますので、それはそれでよろしいんですね。と聞いているんです。

○原田学校教育課長

適切な資格を持った方をお願いしているところでございます。

○森戸委員

以上で、終わります。

○河村委員

会計年度任用職員と、それからほかにもいろんな採用の方があるんですね。で、ちょっとその給料の基準を教えてもらっていいですか。本来なら定年になった後、再任用であれば、今もらっている給料から6割とか、そういう基準がありましたよね。そういうのをちょっと併せて教えてください。

○吉永教育総務課長

会計年度任用職員の基準といたしますか、御質問を頂きました。

一般的に申し上げますと、先ほど委員おっしゃられたように、再任用として週何日か勤務するということがございますし、また、会計年度任用職員の中にもパート勤務の方もいらっしゃいます。昔でいうところの、臨時職員が会計年度任用職員に移行したという部分がございますが、詳しい内容につきましては、一般論での話でありますので、詳細についてはここではお答えはしかねる状況でございます。

以上でございます。

○升教育部長

若干補足をさせていただきます。

以前は嘱託給というような形で支給をされておったものが、会計年度任用職員の制度が全国的に入りまして、令和2年度からだったと記憶しておりますけれども、その際に基準を決めております。

その基準といたしますのが、それまでの日給等を参考にしながら、職種によって、例えば保育士であるとか、通常の事務でありますとか、何種類かあったと思いますけれども、それによって月額報酬が定められておまして、それに基づいて支給をしておるといった状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

教員の場合、要は定年になった後で、人事とか、あるいは給料というので何がどう違うんですか。再任されるケースと会計年度、あるいは、ほかにも何か、今は出てこんのじゃけど、何か項目があって、それはどうもOBの方がやられているようなケースがあったりするんですが、給料がちょっと低い。何か途中でさっき出てきた200万円ぐらいじゃったかな。で、例えば定年になった人が採用されるということであれば、ちょっと低いような気がしたんで、その基準が、定年になったら、65歳までは再任用で今、勤められるという何か基準がきちっとできているのかどうか。

○原田学校教育課長

教員に関して申し上げますと、現時点、65歳まで再任用という形で任用ができると。この再任用につきましては、教員と同じ任用という形になりますので、教員と同じ給与ということになりますけれども、会計年度ということになりますと、実際にこういった再任用を利用されない教員の方については、非常勤の教員をされるケースもありますけれども、それと同じように常勤の教員よりは給料が少ないということになっております。以上でございます。

○河村委員

学校に残っておられるケースは、はた目にも見えるじゃないですか。再任用の人だなど。でも、そうでなくて、ほかのこの予算の中でいろんな項目で雇っておられる方がいらっしゃるんですよ。そういう人は再任用が終わった後の雇用ということになるんですか。

○原田学校教育課長

現時点では60歳での定年退職となりますけれども、定年退職された直後にお願いしているケースもございます。以上でございます。

○河村委員

その基準はないんですね。本人の希望とか。

○原田学校教育課長

再任用につきましては、定年退職前に県の教育委員会がその希望を募りまして、それによって決まるものとなっておりますので、御本人のその希望によるものとなっております。

説 明：文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙

○中村委員

主要施策の成果についての200ページになります。の上です。前のページのAからの続きで、教育相談事業についての表になるんですけども、これで、見てみたら、1とか2がありまして、一番多いのがその他ということになりまして、この一番多いその他のところで、分かっている範囲でいいんですが、内訳を教えてくださいと思います。

○国広文化・社会教育課長

その他につきましては、その他から左にございます非行問題から健康、性格というところの欄までございますが、これらのものに、電話の中の受け答えとして、当てはまらないものというようなものになろうかと思えます。

その他の主なものにつきましては、例えば、電話に出たら、こちらが着信で受けるような形になるんですが、電話を受けたらすぐ電話が切れるとか、ちょっとその相談内容自体が分からないというようなところの積み重ねの数字という形で御判断いただければというふうに思えます。

以上です。

○中村委員

なるほど、分かりました。ちょっと内容が分からないものも多少あるということで、これ問題別に見ましたら、非行問題とかありまして、昔からあるものがここに上がっているものだと思います。数的には、本当に1とか2とかなので、昔からあるけど、ちょっと相談的には少ないのかなと、減ってきているのかなという感じで、出たけど、ちょっと中身がよく分からないというところがすごく気になる場所ではありますけれども、本当に勇気を持ってかけられたなら、本当に切らないで欲しいなという気持ちでもありますし、ここら辺はもうしょうがないなという思いで、このその他というところもすごく年々増えてきているので、そこら辺が心配ではありますが、数に関しては理解しました。ありがとうございます。

で、もう一点なんですけど、成果の204ページの家庭教育支援推進事業、右の下です。この家庭教育支援チームの設置とありますけれども、この様子や反応が分かればお願いしたいなと思えます。

○国広文化・社会教育課長

家庭教育支援チームにつきましては、先ほども御説明をいたしました。5チーム編成されております。主な活動からまず申しますと、就学時健診において子育て講座を開催したり、未就学児等そのときに一時預かるなどの活動をしております。近年はコロナの状況により、子育て講座のみの開催となっております。

同様に、参観日等、保護者が集まられるときに、保護者同士の情報交換の場を設けるなど通常は行っておるんですが、このような活動も現在、見合わせている状況でございます。

保護者の反応につきましては、子育てに悩みを感じている保護者の方について、少し

気持ちが楽になったとか、解決したとか、そういった声は頂いております。

以上です。

○中村委員

昨今、このコミュニケーション不足で、本当に周りから孤立したりしてしまう親もいると聞きますし、悩みや不安を抱えた保護者の方も多という声も聞きますので、そういううれしい反応があるということは、いいことだと思います。引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○西村委員

すみません。また同じ質問をさせていただきます。

今、決算参考資料の10ページ、不用額について、社会教育費の中の社会教育総務費と青少年健全育成費の不用額について、主なもの不用額の性質についてもう少し教えていただければと思います。

○国広文化・社会教育課長

10ページが一番下となりますが、こちらの主なものと言いますと、放課後児童クラブの支援事業の業務委託料、これは先ほど御説明いたしましたシルバーと、そういったところに、支援員が昼休みを取る間にシルバーの方に入っていただくというような形のものの不用になったものと。支払いがここまでなかったというところがございます。

それから、放課後子ども教室委託料45万7,000円、こちらは各コミュニティセンターで行っていただいております放課後子ども教室、こちらに当初、各教室が事業計画を組んでおられましたが、コロナの状況によってどうしても開催ができなかったというようなことが、最終的に3月に事業報告を頂いた中で、こういったものが不用額になっております。

以上です。

○西村委員

分かりました。確認できました。ありがとうございます。

○森戸委員

歳入のほうで、21ページの教育費の負担金の部分なんですけど、放課後児童クラブ、これ入所児童保護者負担金ということで、1,642万円と過年度分のところがあるんですけども、現年度でいうと、3年度での現年度分で言うと、収納状況はどんな感じなんですか。どっか書いてありましたか。

○国広文化・社会教育課長

3年度は99.82%でございます。

○森戸委員

じゃ、何件ぐらいあと残っているのかということと、今、毎月おいくらでしたっけ。その部分にはお菓子代とかも含めて入っているんですか。まずは、その1月おいくらなのかというところを、まずちょっとお願いします。

○国広文化・社会教育課長

保育料負担金は1月3,000円というところがございます。で、夏休みにおいては5,000円というところが8月に設定をされておるところでございます。

おやつ代については、その中には含まれておりません。

以上です。

○森戸委員

となると、そのおやつ代の部分でここに未納になっているとかというケースはあるんですか、ないですか。

○国広文化・社会教育課長

おやつ代については、ちょっとこの歳入の中のほうに含まれておりませんので、ここでの不納とか、未納というところは現時点で把握をできておりません。

○森戸委員

分かりました。1つは、おやつ代を払わなくて、お菓子をあげないとか、そのあげる人とあげない人が出ちゃいけないのじゃないかと思うたので、まずは1点、そういうことを聞いてみました。いじめにつながるんじゃないかと思しますので。それはこの決算とは関係ないかも分かりませんが、そういうことはないと思しますので、把握をしていただけたらということと、件数でいうと、現年分はあとどのぐらいなんですか。何件、何人、その辺がざっと分かれば。99.8なら。

○国広文化・社会教育課長

3年度で申しますと、全て全額未納ではないかもしれませんが、9世帯が対象というところがございます。

○森戸委員

このお金の収受の方法は、そのサンホームでお渡しするんですか。その辺はどうなってますか。

○国広文化・社会教育課長

これも口座振替がほとんどでございまして、ここの中で口座で引き落としができない方には、納付書等を個別に発送して、そちらで払っていただくとか、御本人の希望があ

れば、翌月にまた2か月分落としてくださいというようなことがあれば、そういったところにも応じているところがございます。

以上です。

○森戸委員

現年度分自体がその9世帯の部分ですよね。その未済の原因といたしますか、その辺はどのように捉えていらっしゃるんですか。

○国広文化・社会教育課長

引き落としができなかったというところが大前提ということになるんですけども、口座に残金がなかったとか、そういったところが大半ではないかというふうに、最近使っていない口座を指定されておったとか、そういったところが放置になった場合、すぐ発見すれば、その保護者のほうにすぐに連絡をする体制は、現在取っております。

以上です。

○森戸委員

それと、その下の過年度分の状況です。この29万4,300円、これはどのぐらいの世帯ですか。その辺のところから。

○森戸委員

過年度分の状況というか、どのぐらいの件数が残っているのか。何年、どのぐらいが残っているのか、その辺のところ分かれば、お願いします。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○国広文化・社会教育課長

放課後児童クラブの保護者の負担金というところの過年度につきまして。

過年度につきましては、23件、33万7,200円の未納分がございます。先ほど申しました3年度につきましては、9件の2万9,500円というところがございますので、決算書の21ページ、放課後児童クラブの負担金のところの収入未済額36万6,700円、合算すればこの金額になるというところがございます。

以上です。

○森戸委員

監査意見書25ページを見ると、年度別の収入未済額の状況が社会教育費の負担金について掲載をされておりまして、先ほども聞きましたけど、3年度で9件、2年度で2件、元年6件、30年3件、29年度が12件ということなんですが、これについて不納欠損等々については、どのような対応になるんですか。

○国広文化・社会教育課長

放課後児童クラブの保護者の負担金につきましては、わたくし債権、いわゆる私債権の範疇にございまして、不納欠損という形ではなく、時効の援用が行われないと、なかなかこちらのほう落とすことができないという状況がございます。

以上です。

○森戸委員

ということは、ずっと残るということで、それに対してはどういうふうに求めていくんですか。追っていくといたしますか。その辺のところはいかがですか。

○国広文化・社会教育課長

毎年、滞納者においては請求を送るとか、こちらのほうから電話をかけるとか、そういった接触は現在しております、それでちょっとまだ払っていただけないというところが、現在この数字になっているというところで、今後、時効の援用等を行われたときには、そういったところを考えていかなければならないと思っております。

○森戸委員

例えば、どのぐらい前のものまでが残っているんですか。

○国広文化・社会教育課長

現在発生しております古いものにつきましては、平成19年度のものが残っておるところでございます。

以上です。

○森戸委員

平成19年度なんで幾らなのかということと、ここに書かれている以前のもの計は何ぼぐらいになるか。29年度以前が19万7,000円ということによかったんですか。ちなみに、その平成19年はお幾らなのか分かりますか。分かればで構いません。

○国広文化・社会教育課長

19年度が2万6,100円でございます。

以上です。

○森戸委員

分かりました。実際に、それはもう支払いがお願いできるものなんですか。こちらにいらっしゃるのかどうなのか、その辺のところの状況の確認というか、そういうものはどのようにされておられるんですか。

○国広文化・社会教育課長

当然、転居等をされておられる可能性もありますが、そういったところにおいても、本人の携帯の電話番号とか、そのときに頂いているものとか、今、そういったところで接触できれば住所を聞いたりとか、そういったところで何とかつなげている状況ではございます。

○森戸委員

分かりました。手法としては、先ほどおっしゃられたようなことしかないんですが、釈然としないといいますか、というところがありますので、ぜひ、その29年以前のものに対しても、しっかりと徴収をしていただけたらと思います。もうどうしてもということもあろうかと思いますが、逃げ得ではありませんけれど、そういうケースなのかもしれないし、その辺のところははっきりと把握をしていただけたらと思います。

以上で終わります。

○萬谷委員

それでは、主要施策の成果、199ページ。光市成人のつどいについて書かれておりますが、もうちょっと詳しく教えて欲しいのと、成人年齢が18歳になると思うのですが、それに対するこれからの対応も含めてちょっとお聞かせいただければと思います。

○国広文化・社会教育課長

令和3年度の成人のつどいについては、令和4年の1月19日に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するために延期を行い、令和4年5月3日に実施したところでございます。

このたびの決算では、令和2年度の成人のつどいについて、会場形式の行事を最終的に中止したため、新成人に記念品を作成し配布した経費を計上しているというところでございます。

成人年齢が18歳になったというところでございますが、こちらのほうは民法の改正により成人年齢が18歳に引き下げられたというところでございます。

成人のつどいにつきましては、光市におきましては、今後も二十歳の方を対象に開催する予定と考えております。こちらの会の名前につきましては、仮称ではございますけれども、二十歳のつどいと、そういったところに変更する必要性はあろうかと思っております。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。二十歳のつどいで。お取組のほうをまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、200ページのほうです。先ほど、他の先行委員も質問した教育相談事業なんですけど、まず、電話の受信件数がちょっと少ないのかなというふうに思っておりますが、その辺はどのように分析されていますか。

○国広文化・社会教育課長

200ページの上段の表、受信件数でございます。

令和3年度におきましては、31件でございますが、近年少ない受信件数で推移しているのが現状ですが、最近においては、国や県において、いのちの電話、それから各市の保健センターとか、県の福祉センター、こういったところが、心と健康の相談の窓口、こういった様々な窓口を開設しております。

こういった窓口が充実しているところから、この受信件数、様々なところに電話をされるといふところがあるとは思いますが、そういったところから、受信件数が低いところで推移しているのではないかと考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。それでは、下の面談のほうですが、スクールソーシャルワーカー2人による教育相談、年11回から12回に拡充した。で、12回になった。そして、その上で表を見れば、小中学校の件数は確かに面接による相談件数が増えていると思いますが、その辺はどのように考えますか。やっぱり増えた分だけ増えたと思っているかどうか。

○国広文化・社会教育課長

教育相談による面接の件数を11回から12回に増やしたということにつきましては、社会教育委員会議の中でも、こういった提案がございまして、回数を増やしたというところの経緯がございまして。

小学生・中学生の相談件数が増えた理由につきましては、当然回数が増えたということも一つの原因ではございますが、近年、ちょっと学校を通して相談をするのではなくて、直接相談をしたいという方が増えてこられたということがございまして、その対象者が小学生・中学生だったということもあるもので、件数が増えてきているということがございます。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。それでは、この表の横の継続相談が5人、新規相談20人というふうに出ておりますが、これも全員で25人という認識でいいですか。

○国広文化・社会教育課長

この年度において継続相談と新規相談という2つの大きな分け方でいけば、新規の方が20人であったと。継続の方が5人であったというところで数字を集計しておる次第でございます。

以上です。

○萬谷委員

電話、ファクスとか、いろいろこういう相談はできると思うんですが、光市でもLINEでいろんなことを、まさに先ほど教えてもらった、今日から何かLINEの受付みたいなのを、別の事業ですよ、やり始めたと聞きましたが、この教育相談もラインでやっているところも、多分もうたくさんあると思うんですが、光市はこういうことをやるつもりはあるか、ないか。どのようなお考えを持っているか。ちょっと教えてください。

○国広文化・社会教育課長

LINEによる教育相談でございますが、LINEの相談については、市町単位ということなく、もうちょっと幅を広げた県の教育委員会とか、そういったところでLINEの教育相談というのが、現在繰り広げられているというところで、ちょっと市単位のところでは、まだちょっとLINEによる教育相談というところまでは進んでいないのが現状でございます。またちょっと教育相談のところでのLINEでの受付というところは、まだ検討のところには入っていないのが現状でございます。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。今、私どもも、もう連絡が例えばLINE化しているところもあるし、若い人たちは、もうよりそうなんだろうなというふうな思いがありますので、県、上がやっているのは存じておりますけれども、その辺も含めて光市も一応検討の余地として残しておいて欲しいなと思っております。

以上でございます。

説 明：文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙

○西村委員

決算参考資料の11ページ、不用額についてでございますが、先ほどの説明で、市民ホールの部分についてはおおむね理解をしたんですけれども、図書館費と人権教育費、図書館費は、ここに修繕費、修繕料の部分の説明をもう少し頂きたいのと、人権教育費、主にこれ負担金補助及び交付金の周りが不用額になっていると思いたしますが、そのあたりの説明と、どういった性質のものなのかというのをもう少し説明をお願いいたします。

○眞嶋図書館長

では、図書館のほうの不用額について何件か説明いたします。

まず、光熱費のほうなんですが、不用額は27万8,404円となっております。これは令和3年4月分から、入札により電力の供給業者の再選定をしたことにより、基本料金単価が下落したことによるものです。

修繕費については、不用額31万6,404円となっておりますが、図書館では最低限の設備管理を行っており、何か壊れれば修理するという体制で行ってありますが、老朽化した施

設ゆえに、何が壊れるかというのはちょっと分からないんですけど、令和3年度については、さほど修繕が必要なかったということで、こういう結果になっております。

もう一つお話ししますと、施設備品購入費が20万9,920円ほど余っているんですが、これは先ほどもちょっと説明したんですが、視聴覚室のエアコンの購入を行った際の入札減の結果になっております。

以上になります。

○国広文化・社会教育課長

11ページの人権教育費に対する不用額の御説明をいたします。

主なものでいきますと、1行目の光市人権教育活動実行委員会54万円、こちらにつきましては、学校の教員を対象に、県内外を問わずに先進地や新たな取組をしておる地域に教員のほうを派遣して、人権研修を行っていただくと。大体10名程度を目標に毎年度行っておるところなんですけど、3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業自体を中止したというところで、全額が不用額という形になりました。

それから、2行目の光市人権教育指導者研究会27万3,000円。こちらのほうについては、様々な人権の講演会等を行っておりますけれども、こちらのほうの講師のほうの人選につきましても、新型コロナウイルスがある中、県外から講師のほうを派遣するのではなく、県内で選定をしたらどうかというようなところもございましたので、講師のほうを県内から派遣したというところもございますし、小学校・中学校においては人権教育講演会やハートフルデイ等開催しておりますけれども、小学校のほうについて、少数の学校でしか人権の講演会が開催できなかったというところもございますし、招聘した講師の方が県の職員だったというようなところもあり、そういった講師の謝金等が発生しなかったというところもございまして、積み上げていきますと27万3,000円の不用額が発生したというところが現状でございます。

以上です。

○西村委員

分かりました。おおむね備えていたことと、コロナの影響による変更等によるものだというところで理解をいたしました。ありがとうございました。

以上です。

○萬谷委員

それでは、人権教育費1件、最近是人権教育といいましても、様々な人権課題という部分があると思うんですが、この人権教育費に限って、主に誰を対象にして、今、主に何を教えようとしているか、対象としているか、ちょっとお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○国広文化・社会教育課長

人権教育につきまして、様々な人権の課題がある中、誰を対象としてこういった事業

を行っておるかというところでございます。

先ほども若干触れましたが、人権のつどいという人権講演会を行っておりますが、こちらのほうは、全市民を対象に実施しているものでございます。

それ以外の人権の講演会等につきましては、主に対象としている人は、企業や福祉施設、各コミセンの人権担当の方等で構成する人権教育指導者研究会や、市内の全教員を対象としている学校人権教育研究会などが上げられると思います。

様々な人権における課題でございますけれども、こちらのほうは各地区や学校で、関心のある課題や理解を深めたいと思われる課題を選択されている状況が多くなっております。

主要施策の231ページ、232ページに、様々なコミュニティセンターやハートフルデー等で課題として取り上げられた様々な人権のものにつきまして記載のほうをしておりますので、こちらのほうからお汲み取りいただければと思っております。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。様々な取組、今からまた複雑化してくるなと思うんですけども、しっかりと取組のほうをお願いしておきます。

以上でいいです。

説 明：体育課長、学校給食センター所長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村委員

同じく決算参考資料の11ページの保健体育費のところですか。不用額について。これについてももう少し御説明を頂きたいのと、どのような性質のものなのかというのを併せて教えていただければと思います。お願いします。

○三好体育課長

それでは、保健体育費の保健体育総務事務費の委託料82万3,000円でございますけれども、これは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和4年3月19日に大和総合運動公園で実施を予定しておりました光リレーマラソンが中止となったことにより、予算の不用額が生じたものでございます。

その1段下の負担金補助及び交付金315万7,000円は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止となりました東京2020オリンピック・パラリンピックの聖火リレーの県及び市の実行委員会から精算された負担金の不用額、また、市内のスポーツ競技団体が主催する各種大会がコロナのため中止となりましたことから不用額が生じたものでございます。

その1段下、体育施設費の備品購入費159万9,000円は、大和スポーツセンター、柔剣道場及び総合体育館トレーニングルームエアコンの購入による入札減でございます。

体育課としては、以上でございます。

○西村委員

分かりました。コロナの影響による様々な事業の中止というところと、入札減というところで理解をいたしました。ありがとうございました。

以上です。

○萬谷委員

それでは、主要施策のほうの235ページ、体育施設費のほうの一番上の表があるんですけども、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

○三好体育課長

体育施設の修繕についてでございますが、総合体育館吸収式冷温水機制御基板等取替え修繕は、総合体育館のエアコンに関する部品の取替えで、これはボイラー等で燃焼して熱交換器等を通して施設内に冷房または暖房の空気を送り込む形となっております。

総合体育館の空調機につきましては、複雑かつ大規模であるため、各機械に多くの電子機器が使われており、このたびは吸収式冷温水機を制御する電子基板が故障したため、取替えを行ったものでございます。

身体障害者体育施設サン・アビリティーズ光、油圧換気扇取替え修繕は、当該施設の体育館内の上部に、施設内の換気を行うために4機設置しております。その換気扇の本体、それからシャッター、カバーのそれぞれの部品を取り替えたものでございます。

その他、体育施設等修繕につきましては、スポーツ館の非常時誘導灯のバッテリー取替え、それから、スポーツ館の更衣室のカーテンの修繕など、小規模修繕でございます。

いずれにいたしましても、市内のスポーツ施設の適正な維持管理を目的といたしまして、故障等により不具合が認められたものにつきましては、早急に修繕等を実施し、利用者の御迷惑、御不便が最小限で抑えられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。そのまま、次の236ページのほうに行きまして、大和総合公園のテニスコートを張り替えたということがありますが、光のほうのテニスコートはいかがでしたっけ、ちょっとお答えください。

○三好体育課長

光スポーツ公園のテニス場についての御質問でございます。

光スポーツ公園のテニス場につきまして、張替え工事等の大規模修繕は、今のところ実施しておりません。しかしながら、部分的な補修等は指定管理者である公益財団法人光市スポーツ振興会で適宜実施しており、スポーツの活動自体に支障を来すような状況にはないというふうに認識いたしております。

以上でございます。

○萬谷委員

私の記憶では、光のほうも中学校の大会等も行われておりましたので、ぜひ、共に整備できたらなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

整備という意味で、総合体育館なんですけども、今ちょうど山口県の中にもチームがありますが、プロのバスケットチームができて、そのBリーグみたいなのが今、来てます。今ががが、この間もテレビ中継をやったので見たんですけども、光総合体育館にそのプロのバスケットのチームが試合をしに来るという可能性はありますか。

○三好体育課長

光市総合体育館でプロバスケットボールチームの試合ということでございますが、このプロリーグにつきましては、動員観客数が約2,500名ないと開催がなかなか難しいとお聞きしております。

光市総合体育館のメインアリーナにつきましては、消防法上、定員数が1,517名という形になっておりますことから、公式戦のプロバスケットボールチームの大会を誘致するというのは、なかなか困難な状況にあるかと思っております。しかしながら、エキシビジョンマッチ、オープン戦につきましては、その上限2,500人が制約されないこともありますので、そのあたりについて、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

ありがとうございます。いろんな意味で、いろんな整備をしていけば、いろんな団体も使ってくれるというか、来てくれるというか、総合体育館に関しましては、やっぱりネーミングライツの今回対象にもなっておりますので、やっぱりいろんな団体が使うということで、そのネーミングライツも意味をなしてるところもありますので、ぜひいろんなことを期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○吉永教育総務課長

すみません。先ほど午前中、1番目の私の教育総務費の説明の中で、不用額の内容をもう少し詳しくということで御質問いただきました。

その中で、私から主なものとしたしまして、決算参考資料の10ページに記載しております報償費ということで、社会福祉費報償金の73万2,000円の不用額についての説明をさせていただきます。

中身につきましては、各学校にスクールソーシャルワーカーを派遣するというところで、実績に基づいて不用額を出したということでの説明だったと思いますが、その説明の中で、当初、スクールソーシャルワーカーの派遣を440時間の派遣と申しましたが、正確には480時間の派遣で想定をしておりました。この部分を訂正させていただきます。

討論：なし

採決：全会一致「認定すべきもの」

(2) 報告事項

①令和4年度教育委員会事務事業評価結果（対象：令和3年度事業分）

説明：吉永教育総務課長

質疑

○河村委員

ちょっとお尋ねしますが、今の170で、一番最後の3名の方で評価をやられたというふうを受け取れるんですが、要は、事務方から提示をした内容の追認じゃったんですか。お一人が今の教職員出で、あの方はそのでもない。どこまで学校現場が分かっているのか。教育現場が分かっているのか、ちょっとよくあれなんです、その追認じゃったのかどうかという話を。

○吉永教育総務課長

事務事業評価委員会を開催いたしまして、私ども事務局サイドから、それぞれの事業についての説明をさせていただきまして、それに対して、この3名の委員から御意見、御提言等を頂き、それを83ページ、84ページでまとめているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

おっしゃるとおりなんじゃけど、事務方のほうである程度こういった、例えば点数化してあったとか、あるいは、丸の項目があったとか、そういった資料の整備というのはどうじゃったんですか。

○吉永教育総務課長

資料ということで、見せ方の部分にもなるかと思いますが、今回、この事務事業をまとめるに当たって、各ページでもそうですが、それぞれ事業ごとの業務評価というものをお示ししておりまして、その内容に従っての説明にはなりますので、それで御判断いただくという状況ではございます。

以上でございます。

○萬谷委員

すみません。75ページ、76ページの体育活動推進事業についてちょっとお聞きしたかったんです。いろいろ事業の内容が書いてあるんですけども、最後の実施主体の妥当性というところ、書いてはあるんですが、もうちょっと詳しく教えてもらいたいなと思っ

ているんですが、いかがでしょうか。

○三好体育課長

それでは、体育活動推進事業における実施主体の妥当性についての御質問でございます。

こちらにつきましては、光市体育協会及び体育協会加盟団体においては、光市における競技スポーツの向上に努められております。スポーツ推進委員協議会につきましては、地域の生涯スポーツの普及・促進に努められております。

その他、スポーツ少年団などの各団体の活動においても、それぞれのスポーツに関わる役割や目的が明確となっておることから、適切な実施に努めておられると認識いたしております。

以上でございます。

○萬谷委員

ありがとうございました。なぜこれを聞くかといいますと、ちょっと3年度決算じゃないので、ここで言うのもなんかもしれませんが、やっぱり中学校の部活動の外部移行というところがありまして、いろんな団体があって、いろんな指導者がいてというのがあると思うんですが、長く指導者を続けているからといって、その人がイコールすばらしい——全ての人じゃないですよ。イコールではないと言っているだけですからね。技術にたけた、もしくは知識にたけた指導者であるかというのは、ちょっとあれなので、前も僕がいつも言っていますように、やっぱり成長期の子供たちを指導するというならば、やっぱり当然成長期の子供たちの体の仕組みをちゃんと理解するべきだし、子供たちの特に心のひだという部分、その揺れを感じ取れる人間ではないと、中学校から完全に離して、部活動ではないというふうにするなら別に構わないんですけど、やっぱり部活動とするならば、そういう外部指導者を入れるというときには、そういう経験年数だけではなく、変な話、テストとか、面接とかというところも必要かなと思って、今これをわざわざ聞かさせていただきました。どうもすみません。またちょっといろんなところで質問していきたいと思っておりますので、どうぞ御理解ください。

以上でございます。

○森戸委員

14ページの不登校の部分なんですけど、事務事業としてはスクールカウンセラー等派遣事業、不登校の未然防止業務がA評価ということなんですけど、この近年の動向ですかね、不登校の出現の状況といいますか、数ですか、その辺のところがあれば教えていただけますか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○原田学校教育課長

近年の不登校の児童生徒の数、直近の数年のということでございますけれども、現時点で公表されている数字というのが、令和2年度のものまでとなりますけれども、人数で申しますと、平成29年度が55名、平成30年度が44名、令和元年度が58名、令和2年度が70名となっております。

○森戸委員

増加傾向にあるということなんですが、事務事業で見ると、この2つの事業に関してはこちらにも書いてあるとおり、しっかりとやられているということが伝わってくるんですけど、その2つだけ取り出すとそうなんですが、こういった増加傾向にあるという流れの中でAなんだということがよく理解できないんです。これ1個取り出せばそうなんだろうけど、その辺のところはどういうふうに理解をしたらええんですか。

○原田学校教育課長

今申し上げましたとおり、本市の不登校児童生徒の出現率等も増加傾向にございますけれども、今、2つの事業がこちらに上げてございますが、このスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣するといった取組のその活動の指標です。取組や活動の指標というのは、新型コロナウイルス感染症の影響もある中においては、かなり達成できているというところ。

それから、それによって児童生徒や保護者の心の安定であるとか、それから、組織的な対応のための体制づくりなど、そういったところはできているといった結果にも結びついていてと捉えているところでございます。

さらに、そのような専門家等とつなぐ役割をスクールライフ支援員も果たしていることから、総合的に捉えて、事業についてはA評価とさせていただいているところでございます。

○森戸委員

分かりました。光市のその不登校の対応、対策といいますか、そこの考えをちょっと聞きたいんですけど、要は、学校に戻ってくるということが目標ではなくて、どういうところに目標を持っておられるのか、その辺のところが分かれば、教えていただけたらと思います。

○原田学校教育課長

今、委員がおっしゃられたとおり、学校という学びの場に子供たちがいて、そこでしっかりと学べるというのが最も理想的だと考えているところなんですけれども、様々な事情等を持つ児童生徒もいることから、最終的には社会的な自立というものを、将来の引きこもりを生まないということが大切であるということから、とにかく学校以外の様々な機関等からの支援が、手が届いているかどうかということについても、重視していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

ぜひよろしく願いいたします。

以上で、終わります。

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和3年度光市一般会計歳入歳出決算について（政策企画部所管分）

説 明：北川財政課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

おはようございます。それでは、何点か質問をさせていただきます。

決算参考資料の6ページ、不用額のところについて、もう少しお聞きをいたします。

企画費の中の負担金補助及び交付金の226万円についてなんですけれども、中身は説明頂いたところでおおむね理解をしたんですけれども、昨年の決算資料を同じところを見てみると、空き家改修助成事業、あと掘り起こし事業、移住就業、移住創業支援など類似するような項目が同じように、似たような数字で余っているというふうに見受けられるんですけれども、これらを使い切るための課題については、どのように認識をされていますでしょうか、お伺いいたします。

○佐々木企画調整課長

おはようございます。企画費の226万円の不用額につきましては、先ほど申し上げたとおり、主に移住・定住促進事業の補助金でございますが、想定される最大の執行額を見込んで予算を立てております。3月末までは支出見込みが決まらないことから、減額補正をせず、不用額が発生したものでございます。

ただいま移住・定住施策を十分に実施するための課題ということでの御質問であったかと思いますが、やはり、情報発信を積極的に行って、本市に関心を持っていただくことが大変重要であると考えております。

新型コロナの関係もございまして、空き家バンクに係る取組や、制度を利用した移住実績、あるいは移住希望者の来訪などの活動は、令和2年から3年にかけて停滞をしておりましたが、最近、ようやく改善の兆しも見えてまいりましたので、効果的な移住対策の推進を図るとともに、定住・定着への支援を進めていく必要があるかと考えております。

また、移住への関心を高めるためには、本市の魅力や、地域資源への親しみや共感を持ってもらう関係人口を創出することも、長期的に見れば重要と考えております。

移住希望者のニーズには、こうした様々な施策を適切に組み合わせながら、本市の移住・定住への機運をより高めていくことが重要ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。おっしゃられたように、コロナの影響というのももちろんあったと思いますし、これからはウイズコロナ・アフターコロナというところで、徐々に徐々に人の動き、また、情報の収集なども活発になってくるとおられますので、引き続き一人でも多くの方を巻き込んで、関心を持ってもらえるようにしていただければというふうにお願いをしておきます。

それと、もう1点ですが、同じく決算参考資料の12ページからの充用と流用の部分について、ちょっと全体的なお話になるんですけども、一般的に流用と予備費の充用については、人件費、あと物件費、相互間の流用や、旅費、職員手当のうち時間外勤務手当、交際費及び需用費のうち食糧費に対する増額流用は原則として禁止されているというふうに認識をしておりますが、全体を通して、これに反するようなものはないかどうか、そのあたりを確認いたします。

○北川財政課長

予備費の充用と予算の流用についてのお尋ねでございます。

まず、予備費の充用についてでございますけれども、地方自治法において、議会で否決された費目には充てることができないとされているところでございます。

次の予算の流用についてでございますが、同じく地方自治法において款をまたぐ流用については禁止をされており、また、項をまたぐ流用につきましては、予算に定めるものに限り行うことができるとされているところでございます。

このため、一般会計では、給料、職員手当及び共済については、同一款内での項をまたぐ流用を可能とするよう定めているところでございます。

充用及び流用の状況は、決算審査参考資料の12ページにお示しをしておりますが、法により禁止された流用や充用というのは行っていないところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。不用額、あと充用、流用についても適切に行われているというところで理解をいたしました。

以上です。

○仲小路委員

決算参考資料の12ページですけれども、予備費の充用状況ですが、4行目の光ヶ丘市有財産建物補修等工事とありますが、これが211万7,000円ですが、これの詳細が分かりましたら、お示してください。

○北川財政課長

光ヶ丘の市有財産建物補修工事のお尋ねでございます。

普通財産として貸し付けております旧周南コンピューター・カレッジの電気の変電設備と、あと高圧開閉器、こちらにつきまして年次点検の際に不具合が指摘され、急遽改

修を行う必要が生じたことから、予備費を充当して改修を行ったというものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、決算書の73ページ、先ほど同僚議員より話がありましたけども、移住・定住促進事業の空き家改修等助成事業補助金が、これは5万円の家財撤去の1件のみなんですけども、実際には契約とか補助金まで至らない状況で、問合せ、あるいは話し合い等の、そういう反応とか、何か状況がありましたら、お示してください。

○佐々木企画調整課長

空き家改修助成事業の問合せにつきましては、令和3年度の移住相談件数が268件ございましたが、そのうち空き家バンクに関する問合せは56件でございました。この問合せの中で、空き家改修の助成制度があるのかと聞かれることが多いようです。

具体的な補助制度の内容の問合せもございますほか、この空き家改修に係る制度が、中山間地域または市街化調整区域を対象としているため、改修等助成事業の対象になるのかどうか、補助制度の活用ができるのかという問合せがほとんどでございますので、反応といったところは、なかなかありませんが、制度の活用者からは、空き家登録者、利用者共に好意的に受け取られているというふうに考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

具体的に物件を示したような、そういう問合せというのは特になかったということですかね。

○佐々木企画調整課長

物件を示した上での問合せというのは、実績が1件でございますので、それ以外には、それほど多くなかったというふうに認識しております。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、決算書の79ページですけれども、真ん中あたりなんですけども、地域イントラネット管理事業の地域イントラネット保守委託料ですが、これが今453万3,000円となっておりますけども、予算としましては385万3,000円なんですけども、ちょっと増えているようなんですけども、この増額の要因が分かりましたら、お示してください。

○藤井情報・DX推進課長

地域イントラネット保守委託料は、本庁舎と支所・出張所等、出先機関を接続するた

めの光ファイバーケーブルを共架している市営柱や、中国電力、NTTなどの電柱について保守点検及び支障などにより移転などに伴う光ファイバーケーブルの架け替えなどに要するための費用で、中国電力において令和元年度から10年間をかけて、老朽化した電柱を順次していくことに伴い、支障移転架け替えの増加が見込まれることから、当初予算において令和年度比66万4,000円の増額をいたしました。見込みを上回る支障移転架け替えが発生したため、当初予算に対して増額となったものでございます。

具体的には、令和元年度実績の14件、25本程度を見込んでおりましたが、令和3年度は、件数は14件ですけれども、本数が34本といった状況でした。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

○中村委員

それでは、何点か質問をさせていただきます。

主要施策の成果についての26ページなんですけれども、中ほどにあります（イ）光市まちづくり市民アンケートによる進捗状況の把握というところで、アンケートをされたということで、このアンケートの内容を教えてくださいと思います。

○佐々木企画調整課長

まちづくり市民アンケートの内容についての御質問でございますが、まちづくり市民アンケートは、総合計画に掲げた指標の進捗状況や、市政全般にわたる市民意識の変化を把握し、施策の検証と改善を図るための基礎資料とすることを目的に毎年実施しているものでございます。令和3年度には、6月16日から30日までの15日間で実施をいたしました。

アンケートの内容につきましては、9項目設定をしております。基本属性に加えまして、住みよさ、愛着感について、市政への市民参加について、協働のまちづくりについて、人口減少について、結婚と出産について、市政に対する評価と今後の期待について、日常生活における意識について、光市のまちづくりについての提言について、それぞれ設問を設けて実施をしたところでございます。

以上でございます。

○中村委員

分かりました。ありがとうございます。

その回答があったということなんですけれども、その回答の状況ですね、数は、ここに表がありますので、回収数とかではなく、中身について何か教えてくださいと思います。

○佐々木企画調整課長

回答の状況につきましては、例えば、「自分のまちとしての愛着感」につきましては、「光市に愛着を感じている」と答えた人は71.9%であり、策定時の調査から1.8ポイント上昇したものの、逆に「愛着を感じていない」と答えた人の割合も0.8ポイント上昇した結果でございました。

また、「市政に対する満足度、重要度」という項目もございまして、43項目の具体的なまちづくりについて満足度と重要度を伺っております。

満足度の高いものは、「幹線道路の整備（国道・県道など）」や、「ごみの収集・処理対策の充実」、それから、「下水道の整備・浄化槽設置の促進」などで、逆に不満度が高いのが、「公共交通整備」、それから、「交通結節機能の充実」、「歩道の拡幅・段差の解消」でございました。

重要度につきましては、「地域の生活道路の維持・補修」、それから、「地域医療対策の充実」、「幹線道路の整備」などが高くなったところでございます。

アンケートの結果につきましては、光市まちづくり市民アンケート報告書として昨年12月に公表し、ホームページにも掲載をしておるところでございます。

以上でございます。

○中村委員

愛着を感じるというところと、感じないというところが両方上がっているというのが、ちょっと微妙な気持ちにはなりましたが、分かりました。

それで、このアンケートを回収してからの今後の対応というのは何か考えられていることがありますでしょうか。

○佐々木企画調整課長

アンケートの結果を報告書に取りまとめて各所管へ情報提供することで、今後の施策展開の参考としていただくとともに、特に今回のアンケートは、第3次総合計画策定の直前のもとなりましたので、こうした市民意識の状況を分析し、計画の参考としたところでございます。

例えば、先ほど御紹介いたしました満足度と重要度の回答に対して、顧客満足度調査の視点を行政施策に取り入れて分析をしておりますが、満足度が低く、かつ重要度の高い項目を市民ニーズの高い項目と位置づけ、上位分野となった「公共交通網の整備」や「企業誘致・雇用の確保と創業支援」、「交通結節機能の充実」、「地震・台風などの災害対策の充実」などにつきましては、今回策定いたしました第3次総合計画の策定においても、つながる光・未来戦略プロジェクトに位置づけたり、分野別の施策の中に反映するなど、重要な参考として活用をしたところでございます。

それぞれの項目に対する市民意見を毎年広く聴取、比較することにより、市民の我がまちに対する思いや考え方などについて適切に把握し、分析しながら、将来に向けたまちづくりの参考にしているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。せっかくのアンケートでしたので、本当に、参考にして今後につなげて行って欲しいなと思います。

続きまして、主要施策の成果についての30ページなんですけれども、中ほどにあります（4）移住・定住促進事業について、ふるさと光の会というのがありまして、主に関東地域周辺に在住する本市出身者の会であるというふうにあります。この会の集会の頻度というのが、もし分かればお願いしたいと思います。

○佐々木企画調整課長

ふるさと光の会は、平成20年1月に設立以来、毎年度1回ほど総会交流会を開催してまいりましたが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染拡大のため、中止を余儀なくされております。

以上でございます。

○中村委員

そうですね、コロナの関係で集会ができないということでしたが、この交付金を支出しましたとありますが、この交付金というのは幾らか教えてください。

○佐々木企画調整課長

令和3年度については、10万円でございます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。本市出身者の会である、ふるさと光の会ということで、本当に、今はまだ、こういう御時世でありますから、あまり集会というのはできない状況かもしれませんが、引き続き支援をしていただけたらと思います。

続きまして、その下のウなんですけれども、空き家情報バンク制度の運用とありまして、現在の登録件数というのが分かれば、お願いします。

○佐々木企画調整課長

令和3年度末時点でございますが、登録物件が8件、利用登録が70件でございます。

以上でございます。

○中村委員

その下のほうなんですけれども、13件の利用希望登録で1件の成立というふうにあります。これは、何が原因で契約までならなかったのかというのが、もし分かればお願いします。

○佐々木企画調整課長

利用登録は、市のホームページの写真を見て、気になる物件がある市外の移住希望者が利用登録をした上で、実際に見学をするという流れとなっておりますので、写真を見たイメージと違って、思っていたより古かったということもありますし、例えば周りの環境を見た上で判断をされますので、契約成立までたどり着くにはなかなか難しかったものではないかなというふうに考えております。

また、物件が新たに追加されたときに、速やかに見学の申込みをするために、事前に登録をされている方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○中村委員

なるほど、よく分かりました。ちょっと思っていたのと違うとかいう、いろいろな理由ということで、契約まで至らなかったということで理解しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○中村委員

続きまして、次の質問に行きます。

32ページ、主要施策の成果について、32ページにありますシティプロモーション推進事業についてなんですけれども、動画によるまちの魅力発信事業とあります。この視聴回数や、反響があれば教えていただきたいと思えます。

○佐々木企画調整課長

動画によるまちの魅力発信事業は、7月に市職員有志9人で構成する「光市まちの魅力発信ワーキングチーム」を設置し、10月に、市民から募集したサポーター13人を加えて、室積光監督の脚本の下で動画の作成を進めてまいりました。

映像完成の後に、山本亮氏の作曲、ひかり吹奏楽団の演奏による音楽を挿入し、光市PR動画「懐かしの光」が完成いたしました。

完成後は、コロナの関係もございましたので、作成に携わった人だけではございましたが、3月31日に市民ホールで完成披露会を行い、その様子は6つの報道機関の新聞やテレビで取り上げていただきました。

作成した動画は、市のユーチューブチャンネルの「ひかりチャンネル」のほか、インスタグラムに公開するとともに、本庁総合案内横のサイネージ、その他イベント等でも随時放映をしているところでございます。

また、メイキング動画と市民サポーターが制作した2本の動画も併せて公開し、市民の絆を認識できる活動としたところでございます。

10月6日時点での視聴回数でございますが、「懐かしの光」につきましては、ユーチューブで2,804回、インスタグラムで3,220回、フェイスブックで2,377回、合計で8,401回となりました。

また、メイキング動画や市民サポーター作成の動画を含めると、ユーチューブで合

計4,591回、Instagramで合計7,883回、フェイスブックで3,890回、合計で1万6,364回視聴いただいたところでございます。

動画の反響につきましては、本市に住んでいると思われる方からは、「ずっと光にいるのに感動した」や、「ふるさと光にもまだまだ知らない景色があることを教えてもらった」といった感想がございました。

また、本市出身者からは、「一度帰省し、地元で身体で感じたい」といった感想とともに、多くの「いいね」の評価を頂いているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。結構視聴回数は伸びているなど、僕的な印象は持ちましたけれども、それについて、思ったより多いのか少ないのかという感想などがあればお願いします。

○佐々木企画調整課長

視聴回数は、延べ1万6,000回を超えておりまして、こうした結果は、本市の自然や資源を活用しつつ、人に焦点を当てて、本市に染みわたる魅力について十分発信ができたというふうに考えております。

当然のことながら、見ていただく数は多いほうがいいわけですが、それ以上に新型コロナの影響で、まちのつながりが希薄化している中で、動画の制作を通じて、ボランティアのみならず、エキストラで参加した方や、SNSから動画応募に協力していただいた市民の皆さん一人ひとりに、まちづくりへの参画の「満足感」や「達成感」を味わっていただいたことが大きな意義だったというふうに考えております。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。反響なども、感動したとか、新しい光市を発見できたとか、そういうものも、先ほどあったということだったので、すごくいい企画だったのではないかと思います。引き続きよろしく願いいたします。

次の質問ですけれども、42ページになります。主要施策についての42ページの地域イントラネット管理事業というのがありまして、ちょっと勉強のために聞いてみたいんですけれども、どういった目的での使用ができるものなんでしょうか。

○藤井情報・DX推進課長

地域イントラネット管理事業についての御質問を頂きました。

地域イントラネット管理事業は、本市が独自で整備しております光ファイバーケーブル網の維持管理を行うものでございます。

現在、中国電力やN T T等に電柱をお借りして光ファイバーケーブルを敷設しておりますが、例えば中国電力が電柱を建て替える際に、本市の光ケーブルが共架されておれ

ば、同時にケーブルも移設する必要があります。

また、道路の拡幅などが行われる際には、何本もの電柱が移設されることもございます。長距離にわたってケーブルの移設の作業を行うこともございます。こういったことを業者のほうに委託をし、維持管理しているものでございます。

こうした地域イントラネットがどのような目的であるかとの御質問でございますが、支所・出張所など出先機関では戸籍謄本や住民用の写し等を発行する際、本庁と通信してデータを取得する必要があります。その際、地域イントラネットの光ファイバーを通じ高速通信が行われることにより、速やかに交付を行うことが可能となっております。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。この地域イントラネットというのは、セキュリティ面からの観点で、誰でも見れるもんなんですか。

○藤井情報・DX推進課長

地域イントラネットは、誰でも接続可能なインターネットとは違い、職員のみが接続可能なもので、職員が業務を行うために必要なネットワークでございます。高いセキュリティを確保しているため、誰でも見られるものではありません。

具体的には、地域イントラネットを含む本市のネットワーク環境は、その取り扱う情報の機密性に応じて、インターネットに接続できる環境、通常の行政情勢を取り扱う環境、マイナンバーを含む個人情報を扱う環境の三層に分離し、相互にアクセスできないようにしております。

ネットワークを三層に分離することで、インターネットに接続しているネットワークと、個人情報を扱うネットワークを物理的に切り離し、仮にインターネット系のネットワークでマルウェアなどの感染が発生したとしても、個人情報が抜き取られることがないよう対策を行っております。

また、インターネット接続は、県のセキュリティアクラウドを介して接続しており、インターネットの接続点をセキュリティアクラウドの1か所に集約し、許可していない通信を遮断する機能や、不正通信を検知、防御する機器により通信を常に監視、分析、解析する高度なセキュリティ対策を実施し、外部からの不正アクセスの防止に努めているところでございます。

こうした対策は、地域イントラネットを通じて、支所・出張所においても実施しております。

以上でございます。

○中村委員

なるほど、よく分かりました。勉強になりました。ありがとうございます。

以上です。

○森戸委員

主要施策の成果の27ページで、決算の本会議での説明のときに市長からも少し言及があったんですが——市長からですか、誰か分かりませんが、忘れちゃったけど——未来につながるまちづくり提言板の実施ということで書いてありますが、これについては、具体的にどのような提言があって、それ自体をどういうところに反映したのか、その辺をまず教えていただけますか。

○佐々木企画調整課長

第3次総合計画の策定に当たっては、市民対話集会の開催を予定しておったところですが、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえて中止をしたところがございます。非対面手法での代替事業を検討いたしまして、市内12コミュニティセンターに、未来につながるまちづくり提言板を設置し、御意見を伺ったところがございます。

あわせて、将来の光市を担う若者の意見も伺うため、3つの高校でも掲示板による取組を行った結果、合計で780件の意見の提出がございました。

意見の概要につきましては、地域の課題や要望のほか、よりよい光市の実現に向けたアイデアや、理想のまちの姿などを御記載いただいたところです。

地域課題、要望、よりよい光市の実現に向けたアイデアでは、全体の4割が、交通安全や防災、公共交通、都市基盤整備などの、いわゆる都市インフラに関するもので、特に若年層からは、交通安全や通学路の安全の確保についての意見が多く、高年齢層からは、バスや乗り合いタクシーなどの公共交通の充実についての御意見が多くございました。

次いで、2割が、産業振興、地域活性化に関するもので、お店を増やして欲しいといったものや、地域のイベントを増やして欲しいといった御意見がございました。

このほか、理想のまちの姿として、「笑顔があふれるまち」や「子育てがしたくなるまち」、「進んで地域活動に参加して、周りの人に感謝して過ごせるまちづくり」といった御意見もございました。

なお、こうした意見に対する考え方につきましては、広報12月号にまとめて掲載をいたしまして、市民の皆さんと各コミュニティセンターに御報告をさせていただいたところがございます。

頂いた御意見につきましては、まちづくり市民協議会での御意見も含めて、総合計画の、「ひかり未来展望」に掲載した目指す20年後の具体的なまちのイメージに反映をさせていただいたほか、多くの市民の皆様の思いや考えを受け止め、そしゃくした上で、「まちづくりの考え方」や具体的な施策を検討する上での参考とさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。了解いたしました。

高校生とか、そういうところで、多くの意見が出たということは、非常に喜ばしいこ

とだと思しますので、それ以前、総合計画の策定をする上で、若い世代の意見を担保して欲しいということ、一般質問でもやったことがありますけれども、こういうふうに、まちづくりに関心がすごくあるんだというふうに思ったんでよろしいんですかね、若い世代は。その辺はどのように感じておられますか。

○佐々木企画調整課長

今回の提言板でもかなり積極的に御意見を頂いておりますので、やっぱり、まちづくりに対して興味といいますか、積極的に参加していきたいなという思いというのは十分感じられたところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

ぜひ、その意見を取り入れて、また、その若い方々がここに残るようなところがポイントだと思いますので、その辺の政策とも連動してくると思いますので、その辺よろしく願いをいたします。

それと、旧光市民ホールですかね、市民館のところで、駐車場があったと思うんですが、あれはどこに出てくるんですかね、どこにも出てこないですか、どこに出てくるのか、その辺のところからまずお尋ねします。

旧市民ホールじゃなかったですかね。（「図書館のほう」と呼ぶ者あり）旧市民ホール。（「旧図書館」と呼ぶ者あり）旧図書館ですか。失礼しました。

駐車場として運用されているというか、それはどこに出てきますかね。普通財産でどっかに出てくるんだらうと思うんですが、費目としてどこにも上がってこないのか、どこに出てくるんですかね。

○北川財政課長

お尋ねの費目でございますけども、決算書47ページ、一番上、土地貸付収入847万円のうちの一部となっているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

その847万円のうち、お幾らなんですか、その土地貸付収入は。お幾らなのか。

○北川財政課長

令和3年度実績で申し上げますと、286万8,000円となっております。

以上でございます。

○森戸委員

それはどこに貸し付けられているんですか。幾らで貸し付けられているんですか。広さはどのぐらいなのか。

○北川財政課長

まず、貸付先でございますけれども、島田連合自治会となっております。

広さでございますけれども、約3,000m²でございます。

貸付の単価でございますけれども、駐車場での使用という申出を頂いております。このため、1台当たり3,000円ということでお貸しをしているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

1台当たり3,000円で貸しているというか、どう捉えたらいいんですかね。その3,000m²自体を何m²で幾らというルールがあったと思うんですが、それで何ぼかで年間貸しているとか、そういうことではないですか。その辺のところをまず。

1台当たり3,000円で貸して、よく分からないです。

○北川財政課長

通常の土地の貸付けで、何も用途なく貸し付ける場合につきましては、おっしゃるところ、前年度の固定資産税評価額に対して0.04、4%というもので使用料を頂いておるところでございますけれども、例えば、そこの借りる目的が駐車場であるという場合につきましては、そこの近隣の駐車場使用料等を勘案し定めるということを示して、お貸しをしておるところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

286万円と言われましたが、何台分なんですか。

○北川財政課長

総台数とすれば101台となっております。

以上でございます。

○森戸委員

101台掛ける3,000円とすると、単純に300万円を超えるわけなんですけど、月どのぐらい、101台あって、年間にすると、ざっくり3,000円だと360万円ぐらいになるかなと思うんですが、それでよろしいですかね。

それと、260万円の収入が入ってきて、その差額はどこに行ったのか。

○北川財政課長

1台3,000円というのは、実際にその借りていらっしゃる方がいる分について、実績でお支払いいただいているというところでございます。

また、実際の駐車場を借りている方からの収入額と市への納付額の差額というものに

つきましては、その貸付者の貸付契約の管理であるとか、そういった手数料部分というような目的で、島田連合自治会が費用として収入しているというものでございます。
以上でございます。

○森戸委員

よく分からないんですよ。じゃ、連合自治会は幾らで貸しているんですか。
あなた方が貸している、その3,000円の算定で貸している部分と、じゃ、実態はどのぐらいで貸しているんですか。

○北川財政課長

3,000円というふうに認識しております。
以上でございます。

○森戸委員

もう1回聞きますが、その差額よね、101台、ざっくり100台としても、年間で360ですか、その差額の六、七十万円ぐらいですよ、それは何なのか、もう1回説明してもらえます。

○北川財政課長

土地の貸付料につきましては、借受人が申し出た指定の用途、これは駐車場ということでございますけれども、こちらからの収益に対しまして、先ほど申し上げました契約者の募集であったり、契約事務であったり、料金の収受であったりという、もろもろの事務を島田連合自治会がされていらっしゃるけれども、そこに必要な経費ということで、60万円を控除した額、こちらについて市に納入をいただいているというところでございます。
以上でございます。

○森戸委員

じゃ、60万円の積算根拠を示してください。

○北川財政課長

以前の積算でございますけれども、おおむね土地の管理であったりとか、契約者の契約の管理であったりとか、そういったものにつきまして、おおむね1日5時間……。

○森戸委員

項目ごとに、土地管理収入であったりとかではなくて、1個で何ぼ、何ぼ何ぼ、そういうふうに説明してもらえますか、できるのであれば。

○北川財政課長

項目ごとのという御質問でありますけれども、例えば、業務の委託のように、各積算をしてお貸しをしているものではございません。あくまでも、こちらにつきましては土地の貸付けで、そこで自分たちがこの程度経費がかかるという、こちら双方の協議の契約の下でのものとなっておりますので、個別の積算というのは持ち合わせておりません。以上でございます。

○森戸委員

いやいや、積算根拠がないというのはおかしいじゃないですか。根拠がなく、お金を貸すんですか。——お金じゃない、土地を、そういうふうに提供するんですか。

○北川財政課長

全く根拠がないというわけではございませんけれども、あくまで土地の賃貸借契約ということですので、契約ですから、お互いの合意の下でのものとなっております。

委員お尋ねの積算ということで、これが、例えば貸付けではなく、業務委託等であれば、当然設計に基づく積算というのもあるかと思っておりますけれども、こちらについては、そのような、いわゆる設計業務委託のような積算と、細かい項目については持ち合わせていないところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

何で持ち合わせようとしらないんですか。

例えば、通常貸し出すとしたら、先ほど説明ありましたよね、固定資産の4%云々とか、だとすれば、これは幾らで貸し出すべきものなんですか。ここの3,000m²は。

○北川財政課長

おおむね年間でいけば、固定資産評価額の4%でお貸しをすれば、240万円と見込まれているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

240万円ね。となると、それを60万円で貸し出しているというふうな意味合いになるんですかね。それだとしたら、4分の1じゃないですか。

○北川財政課長

通常の100分の4で、普通財産としてお貸しをした場合であれば、年間240万円ということでございます。通常、今、市が島田連合自治会のほうにお貸ししている場合につきましては、市の収入としては286万8,000円となっているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

ちょっと整理ができないんですけど、ちょっと角度を変えて質問をしますが、契約書はあるんですか。

○北川財政課長

ございます。

○森戸委員

その契約書は毎年更新なのか、その中にどういうことが書かれているんですか。その辺をお願いします。

○北川財政課長

契約については、毎年締結をさせていただいております。

その中身ということですが、当然ですが、どこの土地なのか、広さが幾らなのか、貸付期間が何年間というか、どのくらいなのか、あとは貸付料等の項目が記載されているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

貸付料は。

○北川財政課長

貸付料につきましては、指定用途、これは先ほど来申し上げております駐車場ということでございますが、駐車場に伴う収益から、その運営に要する経費として60万円を控除した額、こちらについて市に支払うものとしているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

委託契約というような形は結ばないんですか。

例えば、光駅の駐車場があります。決算書で言うと173ページになるんですけど、駐車場管理委託ということで、光駅の北と南を分けて、これは、北側は虹ヶ丘の長寿会、南側は虹ヶ浜の老人クラブに委託をしている形ですね。それが848万円という形なんです。

収入としては、コロナでなかなか厳しいということで赤字に近いような形になっているんですけど、毎年委託契約を交わして、業務とすれば料金の収受と場内清掃とかの管理なんですよね。委託の積算根拠というのは、830円掛ける時間掛ける人数ということで算定をされています。領収は市営駐車場ということで、光市の領収が、払われます。

その老人会等は、毎日集金をして、銀行に入金をして、毎月日報を提出するというような形なんですけど、先ほど、60万円の経費の部分についてなんですけど、例えば、あ

そこに駐車場のボックスのようなものが光駅と同様にあるんですが、あそこで料金の収受は行われているのか、清掃とかそういうものはきちんとやられているのか、日報等はどうなっているのか、お金はどのように入金されているのか、その辺のところはいかがですか。

○北川財政課長

まず、ボックスでの料金収受というのは、過去においては行われていたと認識しておりますが、現時点では行われていないと認識しております。

料金の収受につきまして、連合自治会が契約者から徴収をしておるということで、市への支払いにつきましては、年度末に各月の契約台数、収入金額というものを、利用状況の報告書を一括してまとめていただきまして、年度末に一括でお支払いをいただいているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

いや、例えば、同様に毎月出してもらおうとか、そういうことはできないんですか。きちんと、光市としてはその辺の把握はできているんですか。

○北川財政課長

光市としては、市の直営で駐車場を行っているわけではございません。あくまでも先方の申出が駐車場として借りたいということでございますので、その用途でお貸ししているだけであって、特段毎月の日報を求めるとか、そういったものを現時点で考えているものではございません。

以上でございます。

○森戸委員

こういうケースっていうのは、光市の契約の中ではほかにあるんですか。

○北川財政課長

駐車場用地として借りたいというお尋ねであろうかと思えますけれども、駐車場用地としてお貸ししているというところもございます。

以上でございます。

○森戸委員

それは、例えば。

○北川財政課長

花園にある普通財産でございますけれども、こちら、地域の方が駐車場として使いたいということで、昔は自治会からの申出がありまして、お貸しをしておる状況でございます。

す。

以上でございます。

○森戸委員

そこは、契約書はあるの、ないの。幾らで、これと同様にその辺は説明してもらえます。

○北川財政課長

土地の賃貸借契約でございますので、当然ながら契約書がございます。

金額でございますが、舗装等もしておらないというような土地でございますので、たしか1台当たり1,500円であったと認識しております。

以上でございます。

○森戸委員

いや、だから年間どれぐらいですか、予算。

○北川財政課長

令和3年度決算におきましては、14万4,000円となっているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

それは、これと同様に手数料として、その14万円なんですか、その辺のところは。このケースと比較するとどうなんですか。

○北川財政課長

こちらにつきましては、地元自治会が管理しているところでございますけれども、特段手数料というか、管理料というものは発生しておりません。

以上でございます。

○森戸委員

管理料が発生していないということは、どう捉えればいいんですか。例えば、そこで収益が生まれているとか、そういう部分はどうなんですか、その花園ケースは、ここと同様に比較すると。

○北川財政課長

先ほど申しあげました地元の自治会が地元住民の用に供するというので、お借りをされていらっしゃるものでございます。こちらについては、自治会に対してというか、自治会がその手数料のようなものを収入しているような状況にはないと認識しております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。そこは自治会が、皆さんが使うために、そういう収益が発生していないだろうなということは分かりましたので、ちなみに、ここは3,000円ということなのですが、具体的にはもっと、本来ならば高いところはでないんですかね。例えば、上島田とかだと月4,000円とかのはずですけれどね。

○北川財政課長

1台当たりの駐車場料金のお尋ねであろうかと思えますけれども、一応、先ほど申し上げました我々が持つておる要綱で、近隣同種の、同様の駐車場用地と比較してというのがありますが、あとは、そこら辺の、実際実情がもし乖離しているようであれば当然見直す必要はあろうかと思えますけれども、現時点では地価が下がっている中でも、過去からのこの金額でやっているということもございまして、現時点では、見直しというものは考えていない状況でございます。

以上でございます。

○森戸委員

ひとつは、近隣と比較をしても安い金額ではないかなと思えますので、そこはぜひ検討をしていただけたらと思えます。

それと、この契約自体については、虹ヶ浜等々のように、委託契約が望ましいのではないかなというふうに思います。

実際に、その根拠があって、人件費等の積算根拠があるわけですから、その辺は理解ができるところでありますが、ここの部分については、少し分かりにくいといえますか、なかなか頭に入ってこないの、その辺はいかがですかね、そういうふうにするべきではないかということに関してはいかがでしょう。

○北川財政課長

駅前というか、駅の駐車場との対比ということでのお尋ねであろうかと思えますけれども、我々が管理しておりますのは普通財産でございます。一方、駅のところにつきましては、駐車場という行政目的を持って管理している行政財産ということで、区分が異なります。

仮に、委員仰せのように、島田市の土地を市が駐車場として貸そうというのであれば、これは普通財産ではなくて、行政目的を持った行政財産となりますので、しかるべき所管課において行政財産として直営し、第三者に管理委託を行うという光駅のような形態が取れるものと考えておりますが、現在、普通財産ということでございまして、行政目的での貸出しと、光駅と同様の貸出しというのとはできないと認識しております。

以上でございます。

○森戸委員

だから、分からないのは、なぜそのような形態を取らなかったのかというところなんですけどね。そうやってもいいじゃない。

○北川財政課長

駅と同じような形態を取ればよいのではないかという再度のお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げておりますように、普通財産は、経済的な価値を保全発揮することで、公共団体の行政に貢献することとなるものと定義をされているところでございますけれども、行政目的、市が、駐車場という行政目的を持って行うとするのであれば、財政課というのではなくて、それなりの所管課がその行政目的を持ってきちんと管理運営していく必要があるかと思えます。

市内でのコンセンサスというのもあるかと思えますけれども、現時点においては、そのあたりまでは考えていないというところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

こういうふうになったというその経緯を教えてください。

○北川財政課長

経緯ということでございますけれども、当時というか、昔は、あそこは市民館があったと承知しておりますけれども、それが撤去された後に、昭和57年だったと思えますけれども、近隣の商店街の振興ということで、駐車場として使いたいというのが地元からあったと認識しております。

このため、先ほど申し上げました市が直接駐車場として貸すというのではなくて、相手方が何かしらの用のために借りたいというのであれば、今の法上、行政財産として貸し付けることはできませんので、普通財産として貸し付けを行っているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。取りあえず、よく分かりませんが、ここまでにしておきましょう。また改めてちょっとやりましょう。

以上です。

○萬谷委員

それでは、決算書46ページ、主要施策の成果で言えば33ページ、寄附金のところなんですけれども、ふるさと納税というのは多分ここに入ると思うんですが、その寄附金の中のそのふるさと納税の割合をちょっと教えてください。

それと、やはり光市出身者が多いのかなと思います。分かれば教えていただければと

思います。

○佐々木企画調整課長

ふるさと納税の一般寄附金に占める割合でございますが、寄附金収入の決算額が2,633万3,000円のうち、ふるさと納税の収入は2,344万9,000円で、割合にいたしますと89%でございます。

それから、光市出身者が多いかということでございますが、出身者につきましては、本市の出身者の会であるふるさと光の会に対しても、ふるさと納税で本市のまちづくりへの支援をお願いしており、御寄附を頂いたというお話をお伺いしているところではございますが、実際には本市出身者の寄附の割合について、正確には把握をしておりません。

なお、ポータルサイトのふるさとチョイスを通じた寄附金をいただいた方には、寄附をされた理由を伺っておりまして、光市にゆかりがあるからという回答が17%となっております。この中に本市出身者が含まれているというふうに考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

17%、意外と少ないのかなと思いますけども、この中でやっぱり返礼品を出していると思うんですけども、今どのくらい出ていますかということ、あと、また人気の商品があれば教えてください。

○佐々木企画調整課長

返礼品につきましては、令和3年度の結果でございますが、合計で1,481件の商品を発注しております。

人気の商品は、トラフグのふぐ刺し、アイスクリーム、バナナ、ハモしゃぶ、ステンレスフライパンなどが多く選択をされているところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

了解いたしました。

今は、ゆかりがなくても、全然どこでも、ふるさと納税は可能だとは思いますが、例えば返礼品を送るときに、何か返信用のはがきで、光市にまさにゆかりがあるかどうかというぐらいの、何か、全く関係ない人がやってくれているのか、それとも光市にゆかりがあるからやってくれているのかというぐらいは、何かあってもいいのかなと若干思いますので、その辺考えてみてください。

それと、主要施策の22ページなんですけど、ボランティアのこだまの会、広報ひかりを読んでいただいているというふうにも書いていますが、助成金とかは、これはボランティアなのでないのかもしれないかもしれませんが、何か助成はあるんでしょうか。

○佐々木企画調整課長

会への助成というものはございませんけれど、社会福祉協議会を通じて、音訳を必要とされている方に、CDにデータを入れて配付をされているというふうにお伺いしております。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。

これ実は、今回発行している光市議会だよりのほうも、こだまの会に頼んで、今、音声のほうはホームページからやっていただいているんですけども、御挨拶に行ったときに、本当、四、五名の女性たちでやっているとかって言うので、ちょっと、いつかこれは限界が来るかもしれないと思っているんですけどね。

いろんな意味で、お金だけではなくて、いろんな意味で、助成も考えられると思いますので、その辺もちょっと、ぜひ、ボランティア団体として、すごく活動されているところですので、助成してあげればなと思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それと、主要施策の32ページ、出会いの場創出促進事業に関しまして、今年度は交付なしと書いてありますが、そこについてちょっとお考えがありましたら教えてください。

○佐々木企画調整課長

本事業は、結婚を希望する市民の出会いの場の創出を促進するため、男女の交流イベントを開催する団体に対して、イベント開催に係る経費の一部を助成し、民間による積極的な取組を促すものでございます。

令和3年度につきましては、前年度の令和2年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、イベント機会の確保が困難でございました。イベントは、これまで会食を含めた交流がメインでございましたので、コロナ禍では人が集まらないということで、イベント開催を希望される団体等がなかったということでございます。

令和3年度の交付がなかったことにつきましては大変残念に思いますが、こうした事態でございますので、致し方がなかったのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

ちなみに、経費を助成するってあるんですけども、もしやっていたら何か、どのくらい助成するのか、計算式があったら教えてください。

それと、これから、令和4年度のことを聞いちゃいけないかもしれませんが、これから取組がもし、何か思いがありましたら、教えてください。

○佐々木企画調整課長

補助金の額につきましては、上限8万円で、参加者1人当たり2,000円、またはイベ

ント費用から参加料収入を引いた額のいずれか少ないほうの金額を支援するものでございます。

それから、これからの取組でございますが、本事業は、第2次総合計画策定時に、戦略プロジェクトの一つとして、住みたい光、若者を呼び込む移住・定住全力プロジェクトの具体的な取組事業として、平成28年度から計画期間5年間の時限的な事業として開始をしたものでございます。

コロナ禍を契機に、不特定多数の飲食を伴う対面形式でのイベント実施が困難でございますので、事業の継続実施は現時点では困難と判断いたしまして、令和3年度末をもって事業自体は終了したところでございますが、当面は、県が実施している、やまぐち結婚応援センターの周知などを通じて、出会いと結婚の支援に向けた取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。

そもそも結婚の晩婚化というのがありまして、そしてまた、そもそも結婚をしないとか、したくないという人が増加している、そして、若者の中でも異性と付き合ったことがないという人の増加、そして今、いろいろ、いろんな形の恋愛が今、隠さずにといいところもあるので、どんどん、例えば今みたいな対面式の出会いの場創出というのはちょっと、かなり難しくなってきたのかなと実は思っています。

よく、何かインターネットで、何かいろいろ、そういうところで、俗に言う、こういうところに出てくる人というのは、昔で言う肉食系と言ったらおかしいかもしれませんが、分かりやすく言えば肉食系、じゃあ、草食系の方々がここに出てくるかといったら、多分出てこないと思うんですね。

そういう意味では、いろんな方法を、今の時代に合った方法をいろいろ、県のやっているのも分かるんですが、光市独自でも考えてもらいたいと思っております。

私らもコロナになるまでは、いろんなところを、まちを視察させていただきましたけど、やっぱり日本海側の都市というのは、本当に、危機感ありありの何か施策をたくさん持ち出していて、本当に人口減少に対して、若い人たちも、先ほど言いましたように、移住・定住も非常に、思い切った、ここまで思い切っているのかというぐらいやっていたので、光市は、だから瀬戸内の山陽側ということで、ちょっと思いがあるかもしれませんからね、そういう意味では、それをもうちょっと危機感を持って取り組んでいただければなと思っております。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

決算書の45ページ、一番最上部の県広報配付委託金35万5,000円ですが、1枚当たり

の単価は幾らですかね。

○佐々木企画調整課長

県広報配付委託金の単価でございますが、1世帯当たり4円となっております。以上でございます。

○河村委員

それは何か積算根拠があるんですか——なきやあのうてええよ。

○佐々木企画調整課長

特に積算根拠というのを持ち合わせていないんですが、従前より単価は4円という形で受託をしております。

○河村委員

最下段の財産収入、収入未済が12万9,000円あるんですが、どういったところのあれですかね。

○北川財政課長

収入未済額のお尋ねでございますけれども、普通財産として保有しております周防の土地でございます。

○河村委員

周防。

○北川財政課長

はい。

以上でございます。

○河村委員

71ページの下段、先ほどちょっとお話があったんですが、施設の補修等工事費166万8,700円、予備費から充用ということであったんですが、この差額の50万円ぐらいはどこに行ったのかというのと、この施設の補修は、予備費を使わなければいけないほど緊急性を要したもののなの。前もって、ここはたしか賃貸しを予定していたところじゃないの。

○北川財政課長

施設補修工事のお尋ねでございますけれども、まず、緊急性ということですが、冒頭御説明させていただいたときに申し上げましたが、電気保安の年次点検の際に不具合が見つかったということでございます。

予備費との差額でございますけれども、こちらにつきましては、これも冒頭説明申し

上げましたが、予定価格で予備費を充当して、実際に見積り合わせで契約した際の差額については不用額とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

よう飲み込めなかったけど、設計をそこでやって、その分については、後で要らなかったからまた不用にした。

○北川財政課長

予算の執行に際しまして、設計後、予定価格を定める際に予算が必要でございますので、そのため、予定価格を入れる際に予備費を充当するわけでございますが、実際にはその後、業者間で入札なり、今回では、浮いた金額的には見積り合わせという形でございますが、見積り合わせをした際には、当然、競争原理が働いて、予定価格より下がるということがございますので、この部分については不用額ということで、執行残となっておりますのでございます。

以上でございます。

○河村委員

その設計というのは、この施設の補修工事のための設計ということですね。

○北川財政課長

そのとおりでございます。

○河村委員

年次点検の際分かったということなんですが、年次点検をして分かったんなら、そんな緊急性があるということとはつながらないんですが、特にここは、カレッジの今テニスコートのところへ新しい建物が建ったりしたよね、そういったところについての今の高圧とか変電とか、そういう類じゃないの。

○北川財政課長

こちらにつきましては、従前ある旧コンピューター・カレッジ、こちらの受変電設備と高圧の開閉器ということで、電気設備でございますので、漏電とか不具合とかありましたら、施設の被害が大きいということで緊急に修繕をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○河村委員

ということは、従前に貸していたところに対するということではないんですか、解釈は。

○北川財政課長

従前、市が保有していた建物でございます。
以上でございます。

○河村委員

それから、その財産管理事業の中で、財産価格審議会委員報酬というのが出ているんですが、考え方について教えて欲しいんですけどね、この間、福祉のところで、中古車を緊急で予備費で購入をしておったんですが、中古車ちゅうのはなかなか査定が難しいんじゃないけど、この財産価格審議会なんかにかかるようなもんなの。

○北川財政課長

物品につきましては、財産価格審議会、金額がそれ以上であればかかりますけども、この程度のものについては、財産価格審議会の審議には当たらないものでございます。
以上でございます。

○河村委員

いや、何ぼ以上。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○北川財政課長

土地につきましては、500m²以下かつ1,000万円以下のものについては、財産価格審議会の対象外となっております。
以上でございます。

○河村委員

いや、土地については500m²以上1,000万円て、それ以外のものについては。

○北川財政課長

物品については対象外でございます。
以上でございます。

○河村委員

絵画とか、そういう類のものは、物品じゃなくて、何になるわけ。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○北川財政課長

失礼いたしました。間違った答弁をしておりました。

財産の購入価格ということですので、1,000万円以下については物品についても財産価格審議会の対象外ということでございます。失礼いたしました。

○河村委員

じゃ、この委員報酬は、今回何のための委員会なの。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○北川財政課長

失礼いたしました。

今回の審議会につきましては、川園線、こちらの土地の売却についてでございます。以上でございます。

○河村委員

分かりました。

83ページ、下段、中山川ダムの維持管理費の負担金316万9,000円ですが、人件費、それから保守だと、こういうふうに話をされたんですが、従前、この中山川ダム周辺の維持管理をするための管理費について、計画を出すように話をしたことがありますが、そういった類のものはできていないですか。

○佐々木企画調整課長

すみません。計画というのはどういったものか、ちょっとよく分からないですんですが、すみません。

○河村委員

要は、県が言われるままにお金をどろどろ出ていくというんじゃなくて、セーブしなきゃいけないということあったら、5年なら5年の間に計画を出して、その計算をして、年次的にお金を払っていくと、そのための計画をきちっと出しいという話を何年か前にしたと思うんですけど。

○委員長

いわゆる長寿命化計画みたいなようなもの、とかがないのか。

○岡村政策企画部長

中山川ダムの負担金は、ここの決算書では中山川ダム維持管理費負担金しか出ていないんですけども、もう一つ設備更新負担金といいまして、いわゆる設備投資をした費用の負担金も年によっては徴収されるような形になっております。

委員さんが言われたダムの長寿命化とかの関係については、主にこの設備更新負担金のほうにかかってくる話だろうと思います。

詳しくは手元に資料がないんですけど、これについては、今後、長寿命化計画に基づいて必要となる費用を平準化をして、各構成市のほうに負担を求めてくるような形になっておろうかと思いますが、計画書のようなものについては、入手はしておりません。

ですから、こちらの決算書に載っている維持管理費負担金等は、そういった負担金とは少し性格が違うものだということで御理解をいただければと思います。

以上です。

○河村委員

だから、当初の中山川ダムが目的がなくなったわけじゃないですか。

そうすると、じゃ、どういうふうにして維持管理をするのかと、そのために、県と、元あった組合のようなものをつくって、しっかり管理をするということが望ましいと、今の状況は、県のほうから、はいこのお金という請求書でお金を払いよる状況なので、それじゃ難しいんじゃないのと、そのために、きちんとした維持管理を、どこまで維持管理をせんにゃいけんかというのに、今までとは全然違うわけですよ。

そのための計画づくりが要るんじゃないですかという話をさせてもろうたと思うんですが、県のほうにもそういった申入れをしていただいたんではないかと思うんですが、そんなことはないわけいね。

○佐々木企画調整課長

実際にその負担金が幾らぐらいになるかという元になる計画について、県のほうに要請したということではなくて、ダム管理に関して協議を行う場がないということで、市のほうから県のほうに、そうした協議の場を設けてはどうかというような提案といたしますか、申入れはしたところでございます。

以上でございます。

○河村委員

で、その結果は。

○佐々木企画調整課長

なかなか具体的な協議をする会議の設置には至っていないのが現状でございます。

○河村委員

今後ともその維持管理をしなきゃいけない、ダムがなくなったら、その必要はないけれども、ある限りにおいては、ずっとついて回る話なのでね、そういったところをしっかりと発言する機会というのは必要だと思いますから、予算を組むときには、そういうふうなものの中から、予算の裏づけになるようなものになると思いますから、そのあたりでお願いしたらと思います。

以上です。

○森戸委員

さっき整理ができなかったの、結論まで行かなかったの、続きでちょっとやりますが、47ページの土地の貸付収入についてなんです、ここは3,000m²の土地について、現実の利用台数、今利用されている実績は幾らなのか。

○北川財政課長

利用台数ということでございますが、令和3年度末時点でございますと98台となっております。

以上でございます。

○森戸委員

契約部分をのけずに、先ほど契約部分の話がありましたけども、それを差引かなかったとして、本来入ってくるべき金額は幾らになりますか、年間で言うと。

○北川財政課長

346万8,000円でございます。

以上でございます。

○森戸委員

先ほど、土地貸付収入として入ってくる金額はお幾らだと答えられましたか。

○北川財政課長

令和3年度決算額で申し上げますと、286万8,000円でございます。

以上でございます。

○森戸委員

先ほどの契約金額が60万円というようなことでしたが、それを入れると、単純に足すと346万円か、ちょうどか——ということになりますね。分かりました。

全体像は98台ということで、60万円の契約ということだったんですが、その契約自体は、もう一度お尋ねしますが、何契約だったのですかね、ちょっとさっき聞き忘れたんですが、賃貸契約なのか、業務委託か何か、そんなことも言っておられたと思うんですが、その辺の契約の種類は何でしょうか。

○北川財政課長

土地賃貸借契約でございます。

以上でございます。

○森戸委員

賃貸契約か。

賃貸契約の相手先は。

○北川財政課長

島田連合自治会の会長となっております。

以上でございます。

○森戸委員

賃貸契約が60万円か、なるほど。

○北川財政課長

契約でございますけれども、貸付料ということで、賃貸借契約で市に入ってくるというか、お金というものが、駐車場としての指定用途として伴う収益、これが先ほど申し上げました、3年度でいけば346万8,000円、これが一旦駐車場の借受人から連合自治会が集金したお金でございますが、そこから島田連合自治会が経費として60万円、こちらを控除した額について市に支払うということで、これが、令和3年度につきましては286万8,000円となっているというところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

すみません。ちょっとその辺がよく分からないんですが、賃貸借契約が346万円。

○北川財政課長

金額でお貸しをしているわけではなくて、指定用途、先ほどから申しております駐車場という用途に伴う収益から運営に要する経費を控除した額が市に納入される額という契約となっておりますのでございます。

以上でございます。

○森戸委員

じゃ、その60万円の根拠をもう一度お尋ねしますが、それは何ですか。

○北川財政課長

運営に要する経費ということで先ほど来申し上げておりますけれども、例えば、駐車場の実際の契約者との契約事務であったり、借受人の募集であったり、集金、そういったものとなっております。

以上でございます。

○森戸委員

その契約書を見せて欲しいんですが。

○岡村政策企画部長

市の公文書ということになりますので、そのあたりの取扱いについては、委員さん個人としてなのか、常任委員会としてなのか、そのあたりは少し整理をさせていただければと思います。

以上です。

○森戸委員

要は、60万円引いた部分に、さっきいろんな業務的な話がありましたかね。すみません、もう1回。どんな業務でその60万円が、管理とか云々とかだったと思うんですが、その辺の中身を教えてもらえますか。

○北川財政課長

契約上は、個別具体的なものはうたっておりませんが、実際にその、あそこを実際に借りられていらっしゃる方の例えば募集であったりとか、そこからの集金業務というのは、連合自治会が担っていただくというか、行っているというものでございます。そこに対する必要経費ということで、運営に要する経費として60万円ということであつておるところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

その必要な経費というのは何ですか。

○北川財政課長

契約書上は、その運営に要する経費ということで明記をしておるところでございます。以上でございます。

○森戸委員

いや、だからそこは何なのかということをお尋ねしているんですが、運営に要する経費。

○北川財政課長

島田連合自治会から、冒頭来申しておりますけれども、駐車場用地ということでの借受けの申込みがあったところでございます。

島田連合自治会が駐車場として近隣の方とかにお貸しをするに当たって、当然、駐車場を貸すに当たっては、借りてくれる人の募集であったりとか、そこの契約、あるいは集金といった業務が発生するものと考えられることから、その部分を運営に要する経費ということで補助をしているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

ということは、募集と料金の収受で60万円ということですかね。今、耳に残ったのは、そこしか聞こえてこないんですが、それでいいですかね。

○北川財政課長

あと、実際には、その駐車場の自体の簡易な清掃というか環境美化、こちらも含まれておるものと認識しております。

以上でございます。

○森戸委員

その募集と収受、美化が行われていること自体は、何らかの報告が、さっき何かあるようなことのお話でしたが、その辺はどういう頻度で報告されていますか。

○北川財政課長

先方からの、連合自治会からの報告というものでございますけれども、月別の利用台数、こちらと月別の収入金額、こちらの一覧を年度末に報告で頂いているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

その報告を見て、どういうチェックをしている、その報告だけのチェックなのか、実際にどういうふうに収受が行われていたりとか、美化が行われていたりとか、要は、出された60万円に関する部分のチェックはどのようにされているのか、その辺はどうされていますか。

○北川財政課長

直接、市が業務委託契約ということで発注をしているわけではございませんので、そこについては、年度末に上がってくる利用状況報告書のみとなっております。

以上でございます。

○森戸委員

要は、私が言いたいのは、その60万円が、正確に、適正に使われているかどうか、そこをきちんと担当の部署が把握をしているか、日報だけではなくて、きちんと検査をしているか、そういうところが問題ではないかと思いますが、そこはきちんとすべきではないかなと私は思います。そこが一つの点なんです。

それと、料金の収受というのはどこで行われていますか。

○北川財政課長

具体的にどこで行われているかまでは、承知しておりません。

以上でございます。

○森戸委員

料金の收受自体はコミセンで行われているということなんですが、それは御存じありませんか。

○北川財政課長

すみません。承知しておりません。

○森戸委員

その辺は、ぜひ調査をしていただきたいと思います。

例えば、コミセン職員がそういうふうな業務に携わっているとすれば、それはそれで適正なのかっていうのがありますが、その辺はいかがですか。

○北川財政課長

すみません。適正か否かは、実際の事実がどうかというのがまだ分からないうちについては、適正か否かというのはお答えができ兼ねるところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

だから、その60万円の支出が適正なのかというのが、私がそういうことを言うのが一つの、そこが問題があるんじゃないかなと思いますので、そこはしっかり把握をしていただけたらと思います。

この契約自体は、いつから行われていますか。

○北川財政課長

昭和57年でございます。

以上でございます。

○森戸委員

それ以前は。

○北川財政課長

それ以前について貸し付けているというのは、把握しておりません。

以上でございます。

○森戸委員

すみません。聞き方が悪かったんですが、連合自治会と契約を結ばれたのが、いつからですか。

○北川財政課長

昭和57年でございます。

○森戸委員

なるほどね。分かりました。

それ以前は商店街か何か、そんな感じだったんですかね。

○岡村政策企画部長

先ほど来、課長のほうのいろいろな答弁をさせていただいておりますけれども、昭和57年に地元から要望を受けて、以来、その都度契約を交わしながら、駐車場として、地元の連合自治会に貸付けを行ってきたものでございます。あくまで、市としては普通財産の駐車場としての貸付けということで取り扱ってまいりました。

連合自治会としても、駐車場を運営する以上、やはり、諸経費として一定の費用は発生する、その費用として、管理費分を差し引いた残りの額を市のほうで頂いておるわけでございますけれども、この60万円が適当なのかというようなことで、先ほど来いろいろ御質問も頂いております。こちらのほうは、あくまで契約上、先方とのいろいろな協議調整により決めた額ということで、そのあたりはお答えをさせていただいております。

相手方、島田の連合自治会とは、今後の意向などについて、意思疎通等も市としても図っていく必要があるとは思いますが、現状では、この用地、有効に活用されており、地域においても必要な施設になっているというふうに捉えております。

いろいろ問題点も御指摘を頂いておりますけれども、そうしたことについて、必要なものについては、こちらのほうも確認をしていくことは必要かなとは思いますが、現状、この駐車場については、地域においても必要な施設ということで運営をされているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

私、60万円が適当かというよりは、適正に、ここが把握をして支出をしているかというところを言いたいだけで、別に連合自治会さんを買めているわけではなくて、お金の使い方がどのように所管課が把握をしているのか、その辺のところを申し上げたところです。

それと、要は、ここの金額自体が3,000円ということでしたので、地域のところからすれば安過ぎるんじゃないかなというふうに思いますので、例えば、駐車料金がもう1,000円ぐらいでも上がれば、市に入る収入も増えますし、そうであるとすれば、この60万円を上げてでも——上げるというか、金額を増やしてもいいと思いますし、それは、今までの経緯と、やられているところの努力しろがまた出れば、その金額は上げてということも可能じゃないかと思っております。

要は、この土地を使って効果的にお金が光市に入る、そこが一番のポイントと、使っているお金60万円に対して、きちんと検査ができているか、そこを私は言いたかっただけであります。

それと、このお金の入り方なんですが、基本的には、私は、虹ヶ浜と同様に、市に一旦全額を納入して、そして、経費としてお渡しをする、そのほうが、私は、間違いも起こりませんし、明朗会計だと思いますので、そういった形式のほうがふさわしいと私は思いますので、その辺のところもぜひお考えいただけたらと思います。

以上で、終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和3年度光市一般会計歳入歳出決算について（市民部所管分）

説 明：讃井地域づくり推進課長、山根生活安全課長、川部室積出張所長、杉本税務課長、中田市民課長、福原人権推進課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○西村委員

それでは、何点か確認というか、質問をさせていただきます。

決算参考資料の1ページ、主要施策の成果で言うと7ページの不納欠損と収入未済のところについてももう少しお伺いしたいんですけれども。

まず、収入未済額が昨年と比べて大体1億4,000万円ぐらい減少をされていて、逆に不納欠損の額は大幅に上がっているというところで、先ほど少し主要施策の成果のところで説明があったと思うんですけれども、そのあたりもう少し御説明を、原因と理由について御説明いただければと思います。

○藤本収納対策課長

令和3年度の収入未済額の内訳は、現年分が3,479万円、過年度分が1億200万円となっています。昨年度は、2億8,600円の収入未済額がありまして、内訳としては、現年分が約1億円、過年分が約1億8,000万円となっていました。

収入未済額が前年度に比べ約1億5,000万円減じた要因としては、1つ目には、令和2年度は新型コロナウイルス関連で、徴収猶予制度を利用した法人・個人が多く、徴収猶予分の約5,000万円を令和3年度に収納したことが一つの要因と考えられます。

2つ目の要因としましては、不納欠損額の増加で、繰越額を減らしたことを考えています。

適正な財産調査を行った結果、執行停止並びに5年間の消滅時効を迎えたことが要因だと考えられます。

その中でも法人が所有していた固定資産税を即時消滅したことを考えています。これは、法人が事業を停止し事実上廃業状態にあること、かつ滞納処分できる財産がないことから、令和2年度までの滞納額について、滞納処分の執行停止を行い、同時に、納税義務の即時消滅を行ったものであります。

なお、地方税法に基づく理由としましては、1、競売により法人所有の不動産が全て売却され、その他の財産についても調査の結果、確認できなかったこと、2、令和元年10月から事業活動を停止し、実際の経営実態がないということ、3、金融機関に対する財産調査によって、負債が競売後も債務超過の状況であり、徴収できないことが明確だったことで即時消滅をしました。

あと3つ目には、日頃からの職員の徴収努力の成果と考えています。その中でも、数年ぶりに死亡者課税で、相続登記がされていない不動産を、光市が職権により相続人を登記し、差押さえを可能とし公売したことにより約750万円を税に充当できたことと思います。

以上が、収入未済額が減少した要因と不納欠損額が増えた原因と思っています。

以上です。

○西村委員

ありがとうございます。不納欠損が増えた理由としては、対象となるところを取れるものがなくなったから落としましょうというところで理解をいたしました。また、そういった、減らすために努力をされているというところも十二分に理解をできました。

もう1点、そういったこの結果を受けて、課題といいますか、そういったものはどのように認識をされていますでしょうか、お伺いいたします。

○藤本収納対策課長

これまでの対策と、今後の課題ということですが、滞納整理の具体的な流れを申し上げますと、納付期限が二十日過ぎた時点で督促状を発送します。督促状に対して反応をしない人へは催告状を送付し、なおかつ納付がない人へは臨戸訪問及び電話催告を行っています。それでも納付や連絡がないような人に対しては、財産調査の予告書を送付しております。

その財産調査というのは、銀行、保険会社、給与、売掛金の調査などが含まれております。その中で、もし財産があるような方については、その財産について差押さえ予告書を送付した後に、財産差押さえの執行ということになり、財産がない人に対しては、執行停止が可能かどうかを検討することにしております。

その他、月3回の夜間徴収窓口の実施、5月、6月の納付書発送時期に分納誓約ができるような納付相談窓口の開設、あと、山口県との連携、いわゆる併任徴収員が、週一度、収納対策課に来られ御指導をいただいておりますので、その辺で県税事務所等との連携等を図っている状況でございます。

今後の取組については、今までやったことを着実に進めていくことで、現年収納率のアップにつながるんじゃないかと思っていますし、職員のスキルアップのために、いろいろな研修にも参加しながら、山口県全体での収納率向上という形を取っております。今後も、県と歩調を合わせながら頑張っていきたいと思っています。

以上です。

○西村委員

ありがとうございました。個々のスキルの上昇であったりとか、時間外の窓口であったりとか、様々な対策を講じて、少しでも収納率が上がるように今後とも着実な取組をお願いいたします。

それから、同じ決算参考資料の6ページ、不用額についてなんですけれども、款項目

の目の上から5段目、地域づくり推進事業費と、同じく目の9段目、賦課費について、もう少し詳細を教えてくださいなんですけれども。

先ほどの説明と重複するところはあると思うんですけれども、それぞれこれが、大きいなもの、どういった性質のものであるのか、予算の目的を十分に達成をしたから節約できたというものなのか、それとも、予算そのものがそもそも大きかったのか、あるいは、予算ときには想定されなかった情勢の変化が起こったであるとか、単純に執行の時期を逸したものなのか、ほかにも考えられるところはあるかと思うんですけれども、確認をさせていただきます。

○讚井地域づくり推進課長

不用額につきまして、改めて主なものについて少し詳細に御説明したいと思います。

まず、報酬54万9,000円は、会計年度任用職員の報酬でございますが、これの主な理由は、各コミュニティセンターに配置をしております25人分の会計年度任用職員及び束荷及び伊保木地区に配置しておりました地域おこし協力隊員2名分の報酬のうち、時間外手当相当分に係るものについて、実績が想定を下回ったために発生をしたものでございます。

次に、燃料費の不用額20万2,000円、これの主な理由は、地域づくり支援センター、1台及び各コミュニティセンターに配備している公用車8台分のガソリンの使用量について、実績が想定を下回ったために発生したものでございます。

次に、光熱水費の不用額82万2,000円の主な理由は、地域づくり支援センター及びコミュニティセンターの電気代及び上下水道使用料について実績が想定を下回ったために発生をしたものです。

次に、地域づくり推進事業の不用額246万5,000円の主な理由は、各コミュニティ協議会に活動費等として交付した地域づくり推進事業交付金において、令和3年度は、コロナ禍により各地区コミュニティ協議会において計画をされておりました行事等が中止や自粛、あるいは規模縮小になったことに伴い、交付金の一部が戻入されたことにより発生したものでございます。

次に、コミュニティプラン実現支援事業の交付金は、地域おこし協力隊員がコミュニティプランの実現に向けて取り組む活動を支援するため、コミュニティ協議会に対し交付をする交付金でございます。

不用額40万5,000円の主な理由は、昨年7月に伊保木地区に着任した地域おこし協力隊が計画をしていました事業において、コロナ禍によるイベントの未実施や講演会の中止などに伴い、交付金の不用額が戻入されたことにより発生したものでございます。

次に、自治会集会所等建設の不用額50万3,000円の主な理由は、自治会集会所等の建設や修繕に対する補助事業におきまして、申請実績が想定を下回ったことにより発生をしたものでございます。

以上でございます。

○杉本税務課長

次に、賦課費の需用費につきましては、主に印刷製本費で、年度末までに追加で納税通知書や封筒を印刷発注するものがありましたが、その発注枚数が見込みより少なかったためです。

また、委託料につきましては、主に「市県民税データ入力業務委託料」で、年度末に支払額が確定するものがありましたが、委託件数に基づき確定した支払額が見込みより少なかったためです。

以上でございます。

○讚井地域づくり推進課長

答弁の一部修正をお願いします。

自治会集会所等建設の不用額のところを50万3,000円と申し上げましたが、正しくは53万円でございます。大変失礼いたしました。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

コロナの影響であったりとか、ちょっと実績減が少し多いかなという印象は受けますが、おおむね必要な範囲というか、しょうがない範囲のものであろうというところで理解をいたしました。

以上です。ありがとうございます。

○仲小路委員

決算書の85ページ、税務総務事務費なんですけれども、金額は少額なんですけど、予算としましては、中国都市税務協議会負担金というのがありましたけども、これを今回は計上されていましたが、決算には入っておりませんでした。その協議会の簡単な事業内容と決算額に上がっていない理由をお示してください。

○杉本税務課長

中国都市税務協議会は、中国地方の各市が集まり、地方税務に対する国への要望事項の協議や、事例等の情報交換、各市税務職員を対象とした研究会等を開催しております。

決算額に負担金が上がっていない理由につきましては、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により幹事会及び研究会が書面開催となり、事業に要する支出が少ないと見込まれたため、会費の請求が見送られたことによるものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

続きまして、同じ85ページの市民税課税事務費ですけども、住民票課税支援システムリース料、これが103万4,000円でございますが、予算が156万円でしたけども、かなりの減額、3分の1ぐらいの減額となっておりますけども、その理由をお示してください。

○杉本税務課長

住民税課税支援システムにつきましては、入札減及び新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者におけるパソコン等の機器の入手が困難だったため、再リース期間を3か月延長したことでリース料が減額となったものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。納期が間に合わないので遅くなったということですね。

それから、決算審査資料の12ページですけれども、予備費の充用状況ですけれども、9行目の内容としまして、徴収費の委託料11万3,000円というのがありますけれども、これの理由につきまして、主な内容が滞納整理システム保守委託となっておりますけれども、もともとこれが、決算書が87ページにおきまして、市税等徴収事務費、そして、13行目の、それから、滞納整理システム保守委託料について、この予算額は、もともと80万3,000円で、決算額が69万2,000円なんですけれども、あえてここで予備費から充用となったことについての経過をお示してください。

○藤本収納対策課長

徴収費の委託料への11万3,000円の充用でございますが、令和3年度の徴収費委託料の予算額の内訳は、「公売進行管理事務委託料」が1,000円の頭出し、あと、「滞納整理システム保守委託料」が80万3,000円、「コンビニ交付事務委託料」が2万6,000円となっております、3件で合計83万円としておりました。

しかしながら、頭出しとして予算計上をしておりました「公売進行管理事務委託料」については、不動産の公売事案が発生したことから、急遽、不動産鑑定士へ該当土地の鑑定評価をお願いしたところ、その委託料が21万8,900円であり、これを6月に支出いたしました。

その後に委託契約を行った「滞納整理システム保守委託料」に予算不足が生じたため、11万3,000円を予備費より充用したものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

不動産鑑定の費用がかかってしまったと、そういうことで理解いたしました。

それから、89ページですけれども、住民基本台帳事業のコンビニ交付事務委託料の53万1,000円ですけれども、これについて、算出の計算についてお尋ねいたします。

○中田市民課長

コンビニ交付の算出方法ということでのお尋ねだと思います。

「コンビニ交付事務委託料」は、コンビニ交付に対応している各種証明書の1通当たりの手数料200円のうち117円分を、コンビニ交付を運営する地方公共団体情報システム

機構へ支出するもので、市民課では、「主要施策の成果」50ページに記載している証明書のうち「税関係の証明書」を除く「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」、「印鑑登録証明書」の3種類を対象としており、合計発行件数4,546件に対しまして53万1,882円を支出しております。

以上でございます。

○仲小路委員

手数料200円のうちの117円がコンビニのほうに、関係の支払いというふうになるということに理解いたしました。

それから、改めまして、その下なんですけども、コンビニ交付運営負担金272万8,000円とありますけども、これの算出についてもお伺いいたします。

○中田市民課長

「コンビニ交付運営負担金」についての算出方法というお尋ねでございます。

「コンビニ交付運営負担金」は、コンビニ交付の運営を行っている、先ほども申し上げました地方公共団体情報システム機構、こちらへ支出しているものでございまして、同機構が定める政令市や市など、地方公共団体の種類及び人口規模により定められた区分を基に負担金が決定されることとなっております。

なお、令和3年度分につきましては、本市における令和3年1月1日時点、こちらは基準日になりますが、この人口が5万431人であったため、5万人以上、15万人未満の区分の運営負担金を支払っているという状況でございます。

○仲小路委員

分かりました。1日現在の人口5万人を超えていたということで、この金額で、下回ればまた変わるということに理解いたしました。

それから、同じページの個人番号カード関連事務委任交付金1,643万3,000円でありませうけども、これについても、どのような歳出かお伺いいたします。

○中田市民課長

「個人番号カード関連事務委任交付金」、こちらにつきましては、地方公共団体情報システム機構が、当該年度にマイナンバーカードの作成等に要した費用を基に、各自治体の人口により按分した額になります。

以上のことから、マイナンバーカードを受け取っていない場合であっても、作成に係る費用として負担しているというような状況でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう形での按分ということに理解いたしました。

それから、主要施策の成果についての50ページですけれども、個人番号カードの交付件数が、令和3年度は6,150件となっておりますが、これは、作成されていますが受け取

っていないという場合は、これにカウントしますでしょうか。

また、発行されて、長期間経過をしても受け取っていないという件数がありましたら、お示してください。また、その場合の対応についても併せましてお伺いします。

○中田市民課長

まず、未交付のカードにつきましては、カウントはしません。

続いて、長期間経過しても受け取っていないようなケースということでございますが、2つに分けて申し上げますと、令和3年度分、こちらにつきましては145件、令和2年度以前分としますと357件ということになっております。

次に、受取期間を経過した場合の対応でございますが、通常、カードができたときは、受け取りの御案内としまして、目安としての受取期限を記載した交付通知書を送付しておりますが、前年度に受け取りにこられていない方に対しては、年度ごとにはなりますが、再度受け取りの御案内の通知をしているところでございます。

マイナンバーカードについては、有効期限が10年または18歳未満の方は5年ということになりますが、それが切れない限りは廃棄せずに、市のほうで保管している状況でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。現時点で500件程度の受け取りがしていないという状況は確認できました。なかなか、外出ができないとか、様々な状況で受け取れないという方も多くいらっしゃると思いますけども、この辺のまた、いろんなできる限りの対応ができればと思います。

以上です。ありがとうございました。

○中村委員

主要施策の成果についての38ページになります。(5)のイ、コミュニティセンター学校複合化事業についてで、事業内容として、塩田コミュニティセンター学校複合化工事とあります。この工事の内容と、供用を開始した後の塩田、東荷、それぞれのコミュニティセンターの利用者の感想や様子が分かれば、お聞かせください。

○讚井地域づくり推進課長

コミュニティセンターの学校複合化につきましては、令和3年度は老朽化が著しい塩田コミュニティセンターについて、既存の施設の有効活用と集約化の観点から、塩田小学校との複合化工事を実施いたしました。

工事内容につきましては、塩田小学校の1階の家庭科室を会議室にし、パーティションで2つに仕切れる仕様としております。

また、同じく1階の図工室を調理実習室兼家庭科室にし、図工室は3階の視聴覚教室の一部に機能を移設、同じく1階の放送室を事務室にし、放送室は2階の多目的スペー

スに移設をいたしました。さらに、トイレを洋式化するとともに、玄関部分にはスロープを設置したところでございます。

それから、供用開始した後の塩田、東荷、それぞれのコミュニティセンターの利用者の感想や様子ということでございますが、東荷コミュニティセンターは令和3年6月に東荷小学校と、塩田コミュニティセンターは令和4年4月に塩田小学校とそれぞれ複合化をし、供用を開始したところであります。

複合化後、職員や利用者の皆さんの声を聞いたところ、「明るく開放的な雰囲気を感じる」とか、「地域活動を進める上で、小学校との連携が図りやすくなった」、「子供たちとの交流する機会が増えた」などの感想を聞くことができ、おおむね御好評を頂いていると感じているところでございます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございました。

前は通ることあっても、なかなか、ちょっと様子が見れないので、よく分かりました。ありがとうございます。

次に、P45ページの上のほうの片仮名のイ、空き家等対策協議会についてお聞かせいただきたいと思えます。協議会で話し合われたという、議題というか、内容を教えてください。

○山根生活安全課長

令和3年度中に開催された空き家等対策協議会におきましては、本年3月に策定しました光市空き家等対策計画の中身について、令和2年度からの継続協議をさせていただいたものでございます。

○中村委員

分かりました。その協議会で、どういったことが決まったのでしょうか、もし分かればお願いします。

○山根生活安全課長

令和3年度は3回開催をしておりますが、第1回、第2回の協議会では、空き家等対策計画の素案審議をしていただき、第3回の協議会においては、最終案について承認を受けたところでございます。

○中村委員

それについての今後の対応というのを、もし分かればお願いします。

○山根生活安全課長

空き家等対策計画最終案の3月議会報告後、計画の施策に掲げておりますホームページ

ジによる周知をはじめ、老朽化により周辺的生活環境へ悪影響を及ぼす危険空き家の早期解体を促進するため、今年度に入りまして、除却費用の一部を補助する危険空き家除却促進事業を開始するなど、計画に基づく空き家対策を進めているところでございます。

○中村委員

分かりました。ありがとうございます。

なかなか空き家対策って難しいもので、私の近所にも空き家にアナグマが住んでいるという連絡がつい先日あって、持ち主との連絡がなかなか取れないということで、そのまま一応なっている状態なんですけど、この持ち主との連絡が取れるかどうかということもすごくポイントにはなってくると思います。

そうはいつでも、なかなかそういう連絡というのがなかなか取れない物件が多いというのも現状だと思いますので、ぜひ、今後とも結果を出して、意味のある協議会にして欲しいと思います。

以上です。

○萬谷委員

今の45ページの上のアのほうの空き家等の対応業務ですかね、令和3年度、まず、ちょっと今まで解決が10、4、9てきて、3てなっていますが、何で少ないのかなというところをちょっとまず御見解をお願いします。

○山根生活安全課長

「空家等の対応業務」の解決件数が少ない理由としましては、令和3年度は例年に比べ、近隣住民に悪影響を及ぼしている空き家に対する情報提供件数が少なかったことに比例し、解決件数も減少しております。

なお、過去に情報提供があり、解決に至っていない空家等については、所有者に対し適正管理を継続してお願いしておりますが、様々な事情等から、なかなか応じてもらえず、ほとんど解決に結びついていない状況でございます。

○萬谷委員

そもそもですが、解決とは、どのようになったら解決ですか。

○山根生活安全課長

周辺的生活環境へ悪影響を及ぼさない状況になったときに解決としております。具体的には、建物の解体や、瓦や外壁の飛散防止、柱等の補強による倒壊防止、草木の伐採などにより、地域住民の生活環境への悪影響が解消された場合を、解決したものとしております。

○萬谷委員

了解しました。

先行議員、これからどうなるかというのも、どのように分析しているかと答えたと思いますが、これからずっと、先ほど言いましたように、増えると思うんですよね、この空き家がですね。ちょっと、そういう観点からどのように分析していますか。

○山根生活安全課長

傾向といたしますか、総務省が実施した平成30年住宅・土地統計調査の結果におきましても、光市の空き家は平成25年と比べて850戸増加し、空き家率は、平成30年には14.4%で、過去最高となっております。今後も空き家の増加は避けられないものと認識をしております。

空き家の増加に伴い悪影響を及ぼす空き家の情報提供件数も増加が想定されますが、本年3月に策定しました光市空き家等対策計画に基づき、管理不適切な空き家を増加させないことに注力することで、情報提供件数が増加しても解決件数の増加につなげてまいりたいと考えております。

○萬谷委員

了解しました。先ほど言いましたように、先行議員が言いましたように、空き家の持ち主が分からないとか、何か、例えば、誰か今までもいろいろこういうコメントをした議員もおられると思いますが、民間に委託すれば意外とかなり厳しく、じゃけ、行政さんからはあまり厳しいことは言えないというのがあるので、委託料とかいろいろ大変だとは思いますが、ちょっと、そろそろ光市独自でもこういうようなことも考えてもいいのかなとは実は思っておりますので、その辺も含めいろいろと御検討をください。

そのままそのページ、消費生活費、消費者トラブルの予防と対策、相談状況を、まず全体を見てどんな感じでしょうかね。効果が出ている実感がございませうでしょうか、お聞きいたします。

○山根生活安全課長

全体を見てというお問い合わせでございませう。

「主要施策の成果」に記載しておりますとおり、依然、悪質業者の功妙な手口により、消費者トラブルに係る相談内容も複雑多岐にわたっていると感じる状況ですが、相談件数は微減傾向となっております。消費生活センターの相談業務や啓発活動など、一定の成果、効果といたしますか、設置意義はあるものと考えております。

○萬谷委員

一定の効果があると今言われましたけども、それは解決しているということでしょうか。

○山根生活安全課長

解決という部分で、相談員の業務が「消費生活に関する情報提供、相談者の迅速な被害回復のための助言と斡旋」であり、解決に努めている状況でございませう。

なお、「主要施策の成果」の46ページ、(オ)の表にもありますとおり、斡旋交渉件数は計上可能ですが、解決となりますと、相談員からの助言により、相談者自身に交渉していただく事案が多くを占める一方で、相談者からの結果報告がほとんどないことから、追跡が困難な状況でございます。

○萬谷委員

了解でございます。相談された方からお返事がない、確かにそうかもしれませんので、何か、確かに把握しづらいなとは思いますが、分かりました。

それで、その下の市民相談事業が、弁護士や司法書士にいろいろ相談する、よく3階でもやられているというところだと思うんですけども、これもちょっと全体を見てどう思われるか、そして、数字を見ると、多くの市民が何か待っていられるというのが見受けられるというか、需要が多いのかなと思いますが、その辺を含めてちょっといかがでしょうか、御見解を。

○山根生活安全課長

弁護士の無料法律相談につきましては、「主要施策の成果」上は、光市が開催をしているものしか掲載をしておりますが、下松市や光市社会福祉協議会と分担しまして、年12回、月1回のペースで開催をしております。司法書士無料法律相談は、単市で年6回開催しております、相談者はおおむね充足するなど、開催意義はあるものと考えております。

今、委員さんがおっしゃられました回数を増やすとかという部分でございますが、市で開催する無料法律相談の1回の受付人数は、弁護士相談が18名、司法書士相談が6名で実施しております。

こちらのほうは、1週間前の事前予約により受付をしておりますが、実を言いますと、定員に満たない場合もございます。また、回数増に対する特段の要望も受けていないことから、現状の対応を継続したいと考えております。

あともう1点、タイムリーに相談を受けてもらえないという部分で、委員さんのほうにお話があるかもしれませんが、お急ぎの場合は、山口県弁護士会の法律相談センター等の紹介をさせていただいておるところでございます。

○萬谷委員

了解でございます。まさにタイムリーで受けられないという部分が確かにちょっと多ございますけども、あまり定員割れをするときもあるというふうに今ちょっと聞きましたので、ちょっと意外だったんですけども、その辺を含めて、これからは動向のほうを注意して見ていただいて、市民の満足度というか、市民のために、必要なものであれば増やしていただければなと思っております。

以上です。

○森戸委員

主要施策の成果の42ページの安全対策費についてなんですが、この区画線等の敷設についてなんですが、年間どのぐらいの頻度というか、タイミングで引いておられるのか、その辺のところがあればお願いします。

○山根生活安全課長

こちらの42ページの部分につきましては、工事として対応をしているものを計上しておりますが、区画線の敷設につきましては、引き直しを実施する区域を計画的に複数路線取りまとめて工事発注をしております。令和3年度につきましては、12月までに区域を決定した後、1月に入札を行い、3月の完了という流れになっております。

○森戸委員

ということは、年1回ということだろうと思うんですが、それでよろしいですよ。

○山根生活安全課長

工事対応分につきましては、ある程度まとめて発注しておりますが、小規模のものは修繕として対応をさせていただいております。

○森戸委員

何が言いたいかということ、細かい部分ということではあると思うんですが、要は、年1回という頻度ではですね、交通安全も含めてですね、守られにくいという部分があると思いますので、小刻みにやったほうがいいと思うんですけど、その小まみ部分であれば、随時ということであろうかなということではよろしいですかね。

○山根生活安全課長

そうですね、結構でございます。

○森戸委員

分かりました。小まめに白線等は引き直してですね、事故の発生を防いでいただけたらと思います。

それと、ちょっと確認を何点かしていきたいんですが、75ページのコミュニティセンターの管理事業なんですが、確認なんですけど、コミュニティセンターのこういった管理事業の中で、物品納入に関して、議員の会社の領収があるということはないですよ。

○讚井地域づくり推進課長

ただいまの御質問には、資料を持ち合わせておりませんので、御回答ができません。以上です。

○森戸委員

分かりました。また教えてください。

それと、市民部の決算を認定するに当たって確認をしたいんですけども、同じ75ページの上段のコミュニティ助成事業の事業補助金、これについては、6月委員会的时候会に、利害関係者であるということが確認されたわけなんですけれど、この、利害関係者である監査委員は、実際の監査のときに除斥をして監査をされたのかどうか、そこをちょっと確認をしたいんですが。

○委員長

森戸委員、市の監査ですか。

○森戸委員

もちろんです。総務ではなくて、この市民部の認定をするに当たって、決算の監査をされたときに、除斥をされたかどうか、そこを確認をしたいんですが。でもって、意見書も含めてここに送られてきていると思いますので、項目としてはここに出てくるので、ここで確認をさせていただいた次第です。

○讚井地域づくり推進課長

監査につきましては、所管のほうで直接立ち会いませんので、そこがどうなっていたかというのは承知しておりません。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。じゃ、どこで聞いたらいいですかね。それか答えられる方はいらっしやいませんか。（「総務のときの監査」と呼ぶ者あり）要は、決算の認定なので、ここに出てきている時点で、監査されたものが出てきていますから、私は、頭出しの項目であるここからスタートをするのが必要かなと思って、ここで聞いてみたんですけどね。

というのも、監査委員の意見書等が議会に送付をされて、今ここに来ているわけですよ、意見書自体はですね。ですから、この最終的な認定をするに当たって、利害関係者がいる形で監査をされたのか、除かれた形で監査をされたのか、それは大きな判断基準になると思うので、ここで聞いているんですけど、いかがですかね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

先ほど森戸委員のほうから、監査の方法についての質問がございましたが、監査については、明日の総務の中です、監査委員会も出席されますので、そっちらのほうで尋ねていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

○森戸委員

はい。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②追加認定第6号 令和3年度光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

③追加認定第8号 令和3年度光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和3年度光市一般会計歳入歳出決算について（総務部・消防担当部所管分）

説 明：坪井総務課長、中原消防担当課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

それでは何点か確認をさせていただきます。

決算参考資料の6ページ、不用額のところについてなんですけれども、先ほどの説明で総務に関するところ、消防に関するところ、おおむね理解はしたんですけれども、その中で、選挙費の部分、投開票事務従事者等報償金、ポスター掲示場設置撤去委託料、選挙事務用備品購入費、この辺り、大きいものについてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

その際、こういった不用額の性質なのかということも併せて御説明をいただければと思います。お願いします。

○松村選挙管理委員会事務局長

それでは、選挙費の中の不用額について御説明いたします。

県知事・県議会議員補欠選挙費の報償費の投開票事務従事者等報償金103万1,000円は、当日の33か所の投票所の投票事務従事者や、総合体育館で行った開票の際の開票事務従事者の人数が見込みを下回ったこと、開票から開票所の片づけにわたる時間が見込みより短かったことなどによるものです。

委託料のポスター掲示場設置撤去委託料170万2,000円は、県知事選挙と県議会議員補欠選挙の2つのポスター掲示場を市内3つの地区に分けて入札を行った結果によるものです。

備品購入費443万8,000円は、選挙事務用備品購入費において、機器の老朽化により、また消耗部品等の交換が在庫のみの対応となったことから、旧型の投票用紙計数機を11台、全台更新する予定で予算計上していましたが、令和4年7月執行の参議院議員選挙までに購入予定の機種に代わる新機種が発売されることが分かったことから、県知事選挙・県議会議員補欠選挙に必要な台数を精査し、5台の更新としました。また、モデル末期ということもあり、値引き額が見込みより大きかったことによるものです。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。備品の購入に当たっては、新しいモデルが出るから見送ったというところで、おおむね理解をいたしました。今後、必要に応じてまた更新をされていくというところかと思しますので、順次適切な対応をお願いいたします。

もう一点、同じく決算参考資料の12ページ、予備費充用状況のところについてなんですけれども、目の欄、防災諸費の工事請負費の中のペット同行避難所設置工事、これについて、なぜこれが予備費から充用するというところになったのか、その辺りの御説明をお願いいたします。

○小熊防災危機管理課長

ペットのケージ置き場の設置工事につきましては、昨年6月の本委員会において、事業の進捗に関してのお尋ねをいただいた際に、予備費での対応ということをお答えをしておりますが、その理由につきましては、設置場所を迅速に確定できたこと、それから、事業内容を検討する中で、ケージ置き場の設置が必要となったわけではありますがけれども、業者選定から設置の完了までに少なくとも2か月程度は必要であり、補正予算とした場合、運用開始が早くとも9月以降ということで、出水期も残り少なくなった時期になること、さらには運営に関して、市内獣医師の皆さんの積極的な支援が頂けることとなり、ケージ置き場が整備できればすぐに運用開始できる状況となったこと、こうしたことを考え合わせた結果、より早期に運用開始が可能となる予備費での対応としたものでございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。シーズンを逃さないようにということと、必要な準備が整ったというところで理解をいたしました。ありがとうございます。

以上です。

○仲小路委員

それでは、決算資料の69ページですけども、防災指令拠点整備事業で、用地購入費が3,918万9,000円、それから家屋等補償金が3,544万3,000円ですが、もともと予算が5,000万円ずつついておりますけれども、これがこのようになった経過というのがありましたら、教えていただけますか。

○小熊防災危機管理課長

まず、令和3年度の用地購入費及び家屋等補償金の当初予算につきましては、令和2年度に行った算定結果を基に、概算でそれぞれ5,000万円の予算を計上しております。

用地取得に係る契約は、契約の直前に実施をいたしました再算定の額により締結をしており、契約金額は全体で用地購入費4,920万8,134円、家屋等補償金、4,892万6,558円を合わせた9,813万4,692円でございます。

契約上、支払いは、契約締結後に前払金として7割、建物等の撤去ののち、残りの3割を支払うこととなっております。地権者等4名のうち、年度内に引渡しを完了した2名については全額、最終的な引渡しが本年6月の予定となった2名につきましては、7割の額を令和3年度に支払っております。

このため、令和3年度の決算額は、用地購入費が3,918万9,200円、家屋等補償金が3,504万3,477円となったものでございます。

なお、残りの用地購入費1,001万8,934円、家屋等補償金1,388万3,081円につきましては、令和4年度に支払うこととなりますことから、本年6月議会で御報告をいたしましたとおり、本年度へ予算を繰り越しているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。支払われる時期がずれたということで、了解いたしました。

それから、81ページの防災事務費なんですけど、不発弾処理交通規制業務委託料122万3,000円がありますが、処理そのものは国の事業ですけど、この費用につきましては、国とか県の補助金というのはありますか。

○小熊防災危機管理課長

不発弾処理に要した費用については、国の特別交付税の対象となります。したがって、お尋ねの交通規制業務だけでなく、職員の時間外勤務手当や避難者への食事提供、周知用チラシの作成など、処理のために必要となった費用の額、これが全て対象ということでございまして、費用の全額313万円、これを対象経費としまして、その2分の1であります156万5,000円が特別交付税として措置をされているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういうことで了解いたしました。

それから、95ページの参議院議員補欠選挙事務事業ですけども、ポスターの掲示板設置・撤去委託料が373万ありますが、これが補正ではなくて予備費からというふうになった経緯をお示してください。

○松村選挙管理委員会事務局長

昨年の参議院議員補欠選挙は、8月16日に県選出参議院議員の辞職に伴い、10月7日告示、10月24日投開票という日程で執行されました。このため、ポスター掲示場設置撤去委託料以外の予算につきましては、9月の議会に上程し、初日に御議決を頂きました。

しかしながら、ポスター掲示場設置撤去委託料につきましては、10月6日までにポスター掲示場の設置を完了させる必要があったことから、業者決定から業者による準備期間、工事期間、市による現地確認の期間等を考慮した結果、9月議会での議決では設置完了が期限に間に合わないと考えまして、予備費から充用させていただきました。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。時間が間に合わないということで、了解いたしました。

以上です。

○萬谷委員

それでは、主要施策の成果47ページ、先ほどもペットの件が出ましたけども、始まったばかりでデータは少ないかもしれませんが、どれだけ評判等、ちょっとだけお聞かせください。

○小熊防災危機管理課長

ペット同行避難所につきましては、避難所環境等整備事業において、ペットを連れての避難という観点で取り組んだものでございます。テクノキャンパス研修センターをペットとの同行避難専用の避難所、隣接する大蔵池公園をケージ置き場とし、市内獣医師の方々からの助言を頂いた上で、令和3年7月1日から試行的な運用を開始したところであり、利用者からの御要望や御意見等を踏まえ、運営所管あるいは施設所管とともに運営面での改善を図りつつ、将来的な在り方を模索することとしております。

傾向と評判といったお尋ねでございますが、令和3年度につきましては、災害時及び不発弾処理で、計4回、自主避難所または避難所を開設いたしました。このうち8月12日から大雨と11月の不発弾処理の2回で避難の実績がございました。8月12日から大雨では、2世帯4人の方が利用され、犬と猫それぞれ1匹ずつ、不発弾処理の際には1世帯5人の方が利用され、ペットは猫1匹ということで、まだまだ実績としては少ない状況でございますので、避難者やペットについての顕著な傾向と言えるものはございません。

それから、評判についてでございますが、避難所の運営所管からは、利用者から「これまで避難を迷うことがあったが、ペットがいてもためらわず避難をすることを決められた」、「ケージ置き場はエアコンもついていて、ペットにとって安心だった」などの感想があった一方で、「ペットと一緒にいたい」、「やっぱり同伴避難ができるようにして欲しい」といったような要望や、「テクノキャンパス研修センターの場所が分かりづらかった」といった意見があったという報告を受けたところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。これからいろんな要望等が出てくると思いますので、その辺取り入れることがありましたら、ぜひしっかりと取り組んでいただければと思います。

それでは次に、20ページの年次有給のほう、表が一番上のほうにあるんですが、どのように分析されておりますか、いい方向でしょうか。

○坪井総務課長

年次有給休暇の平均取得日数につきましては、主要成果20ページ、一番上の表で、令和元年から3年分をお示ししておりますとおり、令和元年が11.5日、令和2年が12.2日、令和3年が13.3日と取得日数は上昇傾向にあります。令和3年は、前年度から職員1人

当たり年0.8日増加しているところであります。

こちらの増加の要因といたしましては、毎年度各部局長宛に年休の取得促進についての周知を行っておりますことに加え、計画年休制度の取組による効果が大きいと考えております。

この計画年休制度は、月に1回あらかじめ職員が事前に日にちを決めて、年休を計画的に取得するもので、平成26年4月から実施しておりますが、本制度による取組の浸透は取得日数の増加の大きな要因であると考えております。そのため、今後もこれらの取組を進めて、職員の年休取得の促進について努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。

そのまま、その下のオのほうに、「時間外勤務の縮減に取り組みました」と書いておりますが、いかがですか、減っておりますでしょうか。

○坪井総務課長

その下の時間外勤務の状況につきましては、年間平均時間外の勤務時間というのを示しておりますとおり、令和元年度136時間から令和2年度は113時間に大きく減少いたしました。令和3年度は128時間と再び増加したところでございます。

時間外勤務の増減につきましては、年度により災害の発生状況、職員数、特例的な業務の量など様々な要因がありまして、比較が難しい面もございまして、前年度からの増加要因としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により軒並み中止されておりました各種行事が、令和3年度は一部開催されたことや、コロナ禍で開催することへの配慮や検討に時間を要したこと、また、新型コロナ対策等の特例業務が多く発生したことや、職員数が減少していることなどによるものと考えております。

また、こちら、県内の他市におきましても、ほとんどの自治体で前年度からの時間外が増加している状況と、速報値ではありますが、伺っておりますことから、令和3年度は新型コロナウイルス感染症に関する各種対応等による影響が最も大きかったのではないかと推察しているところでございます。

その下、時間外勤務の縮減への取組といたしましては、時間外勤務命令の上限を、規則により原則月45時間、年360時間と上限を定めておりまして、その周知徹底を図るとともに、毎週金曜日をノー残業デーの取組について引き続き実施することで、縮減に努めているところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。いろいろ災害等起これば、様々なことが起きると思いますので、この辺、職員のモチベーションにもつながるところだと思いますので、またしっかりと取組のほうをよろしくお願いします。

それでは、決算書の91ページ、そして、主要施策では53ページだったかな、選挙啓発費、期日前投票立会人に高校生をといるものがあります。高校生、実際何人、令和3年度、何人ぐらい高校生が参加したのか、その高校生にも報酬が発生するのか、その辺お聞かせください。

○松村選挙管理委員会事務局長

令和3年度の期日前投票におきまして、高校生の立会人は10月24日執行の参議院議員補欠選挙と10月31日執行の衆議院議員総選挙で合わせて4人、今年2月6日執行の県知事・県議会議員補欠選挙で5人、合わせて9人を選任しております。

報酬は、それぞれ半日の立会いをさせていただいておりますので、日額9,600円の半額4,800円で、合計4万3,200円を支出しております。

以上でございます。

○萬谷委員

半日って言われましたが、大体何時から何時ぐらいまでやられたんですか。

○松村選挙管理委員会事務局長

時間は、期日前投票の8時半から14時半までとなっております。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。それでは、この立会人に高校生を選任することに対して、どのような効果を感じているか、そして、どのような期待をしているか、あればお聞かせください。

○松村選挙管理委員会事務局長

高校生を立会人に選任したことによる効果ですが、立会いをした高校生からは、「いい経験になった」、「当日は投票したいと思う」といった声を聞いており、立会いの後投票して帰る高校生もおります。こうして立会いをすることによって、選挙を身近に感じてもらい、投票は難しいことではないといったことを感じてもらいたいと思っております。

また、選挙管理委員会では、このような一定の効果はあったと感じております。さらに立会いをした高校生には、選挙公報なども実際に見てもらっていますが、こうした選挙公報などから、候補者の政見や公約などを比較検討し、自分の投票する候補者を自分の考えで決めることができるようになってもらえればと思います。

また、立会いを通して自分の体験したことを、学校に帰って友人などにも話してもらい、まずはより多くの高校生に投票してもらいたいと期待しております。

以上でございます。

○萬谷委員

ちょっと令和3年度じゃないのかもしれませんが、僕たちの選挙とか市長選にもおられたのでしょうか。

○松村選挙管理委員会事務局長

令和2年の市長・市議会議員一般選挙は、期間中の土日が土曜日の1日だけであったこと、また、新型コロナウイルス感染症の流行が日本において始まった年であったことなどから、高校生を選任しておりません。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。選挙に関しましては、子供の頃というか、高校生じゃなくて、本当もう小学校ぐらいの頃から教育、意識の啓発というのが必要だとは思っております。例えば、親が選挙に携わっているような家庭の子供たちっていうのは、やっぱり選挙は身近に感じているだろうし、全く関係ないところは本当に全く関係ないみたいな感じになってくる。そこはやっぱり教育という部分で、少し選挙に携わっていただければなと思っております。

だから、それは当然投票もあるし、立候補するという、しようというふうな考え方もしてくる子供たちが増える可能性、確率は高くなると思いますので、ぜひその辺も含めて、これから投票率アップも含めてちょっと取り組んでいただければと思っております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○萬谷委員

それでは、決算参考資料19ページの辺りから、入札結果というか、ずらずらと書いてあります。その中で落札率というのがいろいろ書いてあるんですが、見たところ80から90ぐらい推移をしてるかなと思うんですが、この辺りの数字、御見解をお願いしたいと思っております。

○清水入札監理課長

ただいま入札の落札率について御質問を頂きました。工事や物品の調達に係る公共入札におきましては、適正な価格を確保しつつ、より安く調達することを目的としております。何%が適正な落札率か、正解はありませんが、適正な積算、設計金額の作成など、公正公平に入札を実施しているところでございます。

入札の傾向といたしましては、土木系工事におきまして、人件費や品質の確保を目的に、最低制限価格制度や低入札価格調査制度を導入しており、それぞれ制度における計算後の額より下回った応札につきましては、不落札をする制度を持っております。

一方、工事のうち、解体工事や建設コンサルタント、物品調達等につきましては、そういった下限の制限が制度上ございませんことから、案件ごとに落札率に幅があるところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。それでは、それでいろいろ入札参加資格業者というのが右のほうにば一っと書いてあって、落札業者が書いてあります。17ページにも入札業者が、一覧があるんですけども、ここに名を連ねるための条件をちょっと教えていただけますか。

○清水入札監理課長

決算参考資料17ページから18ページへの掲載に係る要件ということでお尋ねを頂きました。

本表は、当該年度において指名競争入札、一般競争入札に係る参加業者を集約した略称の説明の表でございます。

本表に掲載されるための大前提となる基本的な入札参加資格申請の流れについて申し上げますと、工事・建設コンサルタント業については奇数年、物品調達等については偶数年が登録の初年度としており、前年度末の一定の期間、これはおおよそ2月になるんですけども、登録申請手続を行っていただくことにより、2年間の資格登録をお受けしております。

申請につきましては、広報やホームページ等でお知らせいたしておりますが、事業者の所在等をはじめ、希望営業種目や実績、資格等に加え、納税証明等も求めております。本手続を行っていただくことで、指名競争入札の指名の候補者として、また一般競争入札の参加要件の一部を満たす候補者となります。

令和3年度からは、登録業者の増加による競争性を確保することを目的に、4半期ごとに随時受付も始め、多くの事業者に登録をいただける機会を設けております。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。随時受付もやっているということで、ここの公共工事に関しましては、本当に我々もいろんな相談を受けることもたくさんありますので、またその都度御相談させていただくか、もしくはこういう委員会で質疑させていただくこともあると思いますが、これからもぜひ、先ほどの答弁の中にもありましたが、適正、公平な、公正な取組のほうをよろしく願いしておきたいと思っております。

以上です。

○河村委員

選挙の話があって、91ページ、高校生が6時間やって4,800円、半日が、何か最低賃金に触れるような気がせんでもないんじゃないけど、そんなことはなかった。

○松村選挙管理委員会事務局長

この報酬についてでございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律

の中に、選挙長等の費用弁償額というものが定められておまして、これが執行経費の基準になっている額なんですけれども、期日前投票所の投票立会人が1日につき9,600円とされております。この金額を基に、光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の中で、期日前投票所の投票立会人の報酬等を決めていただいております。

そういったところで、この基になる金額としては、最低賃金とかというよりは、執行経費の基準法のほうを基に定めておりますので、ちょっとそういったところとの兼ね合いは特に考えてはおりません。

以上でございます。

○河村委員

労働の対価じゃないという解釈でいいですか。

○松村選挙管理委員会事務局長

そういった解釈ではないかというふうに理解をしております。

以上でございます。

○河村委員

整理をせんにゃあいけんような気がします。特に立会人さん、トイレ行くのも大変だという話を聞いてますので、そうすると時間の間ずーっと拘束されて、結構大変な仕事のように聞いていますので、その辺りのところは対策も要るんだと思います。

それから、177ページの消防団の報酬についてなんですが、新聞、テレビ等で今の消防団員報酬を払うけれども、口座といいますか、カードを預かってそこを整理しているというような話を聞きますが、うちの場合そういう実態はありませんよね。

○中原消防担当課長

消防団員の報酬の管理についての御質問かと思いますが、さきの委員会でも御質問いただきました。その後、7月に消防団の幹部を集めて実態のほうを調査しております。併せて各分団の団員への聞き取りも行っております。

結果としましては、報道されたような、団員に銀行口座を新規に開設させて、その口座の通帳やカードを団幹部が回収し、管理しているということはありませんでした。

7月に消防団幹部を集めた際に、今後も団員個人へ渡った報酬が適切に管理されるよう徹底したところでございます。

以上でございます。

○河村委員

それから、これは山口県内の市町村課のホームページを見ての指摘なんですけど、互助会というのは、職員の福利厚生についての公費負担の状況についてということで、光市の令和3年度については68.8%ということで、県内他市と比べて結構高い数字だと、こういう御指摘なんですけど、どのように思っていますか。

○久山人材育成・女性活躍推進室長

互助会に対する公費負担の御質問だと思いますけれども、互助会である光市職員共済会への交付金につきましては、地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事業を実施するため、1人当たり7,000円を交付しております。保健体育事業や保養事業などを実施しております。

1人当たりの公費負担率につきましては、令和3年度におきましては、予算ベースで53.7%となっておりますが、事業実施後、余剰分については返納することとしておりますので、実質的な公費負担率は35.5%というふうになっております。

公表されております予算ベースにおける公費負担率が68.8%となっておりますということを御指摘いただきましたけれども、こちらにつきましては、病院局と水道局の互助会を含めた3者で算定をしているためでございます。

光市職員共済会における公費負担率につきましては、他市町と比較して低いほうではありませんけれども、職員がリフレッシュしながら生き生きと働く職場環境を創出することが、市民満足度の向上にもつながりますことから、しっかり活用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

同じ状況なんですけど、自宅、自宅というのは持ち家という意味だと思いますが、住居手当について一律支払いがあるわけですが、同じような他市ではもう廃止をしていると、こういう御指摘がありますが、いかがですか。

○委員長

河村委員、ちょっと委員が分かりにくいので、どこかページ数を引用していただけると助かります、手当の件で。

○河村委員

恐らく手当の中なんで、それぞれに項目が皆あると思います。だから、何ページというか……。

○坪井総務課長

自宅に係る住居手当の状況という御質問でございますが、確かに本市におきまして、月に3,000円というところでの支出がございます。今、地方公共団体のうち9割の団体につきましては廃止をしているという状況で、先ほど委員仰せのとおり、県内でも1つの団体、本市のみという状況というところは、把握はしておるところでございますが、こちらの住居手当の在り方につきましては、今後慎重に検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○山岡総務部長

課長の説明を少し補足させていただきます。

地方公務員の住居手当につきましては、平成21年度に国が廃止して以降、総務省が地方公共団体に対し住居手当の見直しを行うよう助言していることは承知しております。

一方で、一部自治体では、災害対応等の強化や地域人材の不足等を理由に、職員の市内在住等を推奨するため、住居手当の再導入というのに踏み切っている自治体も見受けられているところでございます。

今後は、これらの状況について総合的に勘案し、廃止と存続、両面からの検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

おっしゃるとおりだと思います。特に他市に住むという傾向があったりするんで、それはそれできちんとした裏づけをつくって支払いをすればいいことなんで、ほかはやめようというのは理由があるからやめる話なんで、その辺りのところはきちっと整理をしていただいたらと思います。

それから、難しいんですが、行政職給料表8級、8級ちゅうのは今一番高いところなんですが、2名おられると。これまでなかなかなかったんですが、再任用に当たって8級職をつくったというその理由について、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

○坪井総務課長

行政職給与表8級を設けた理由でございますが、本市におきましては、55歳で昇給が停止ということになっております。そのため、55歳以上の部長級職員については、課長からの昇格以降は給料が上昇することがなくなります。

また、部次長も同様の7級を用いていましたことから、次長と部長で職責の差に対して、給与面の差が少ないことも課題としてございました。

このことは、職員のモチベーションにも影響しますことから、8級への昇格を設けることで、有能な人材の活用につなげようとしたものでございます。

8級昇格の条件としましては、部長としての在職期間が3年以上かつ人事評価で良好な成績を収めた場合に昇格することとしており、経験年数の経過により部長としての職務が熟練するというところで、当該職員が部長として困難な業務も担うことができるものと整理しております。

令和3年4月1日時点において、再任用の部長2人が条件を満たしておったため、昇格したものでございます。

以上でございます。

○河村委員

きちっとした裏づけをすることが大事なので、よろしく願いいたします。

最後になります。71ページの上段の加算税及び延滞税というのを、先般、源泉所得税についての課税漏れといいますか、という事案があって、ある意味で言やあ、体裁の悪い話そのまま世間出て行ったわけですが、最終的にこのことについての処分のようなものはあったんですか、なかったんですか。

○坪井総務課長

今回の税務調査に関しての指摘でございますが、過去の税務調査では指摘されなかった項目について、新たに源泉徴収が必要と判断されたものでありますことから、処分につきましては考えておりません。

ただ、今回の指摘につきましては、真摯に受け止めて、再発防止に向けた取組を進めております。実際に、源泉徴収事務を行う各所管課の担当者に向けて、令和4年2月17日、4月4日に源泉徴収事務の適正執行の徹底についてとして、今回指摘されました事項や基本的な考え方につきまして、改めて周知徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。後からなかなか徴収するって結構難しいわけですが、法令ですから、のっとってその徴収をされていることだと思いますけど、やっぱり周知を図ることと、それから、こういうことが二度と起こらないというところを含めて、公務員の場合は戒告とか何かいろいろ処分をすると、後が大変だということはあるとは思いますが、たまたまそれは役職に就いたからということでもあるんで、ある程度のことはやむを得ないのではないかなと思いますので、そういったことは今後の教訓にさせていただいたらと思います。

以上です。

○山岡総務部長

先ほどの8級導入について課長の説明を少し補足させていただきます。

委員から、再任用の職員についての8級導入という御質問を頂きましたが、この制度につきましては、一般職8級について、条例上の整備は平成19年に既に行われており、議会からの御議決も頂いておるところでございます。

今回、再任用の職員が部長職になって3年以上ということで、2名が該当したということでございますが、今後は再任用職員以外の部長職の職員も該当することがあることを補足させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

何点かお尋ねをいたしますが、決算参考資料の38ページを見ると、職員の組織力の向上ということで、職員の意識改革と能力向上というところで、令和3年度の取組といいますか、実施状況として、ハラスメントの研修が書かれております。2つ書かれていて、

人づくり財団主催の階層研修について、職責に応じた受講を実施、独自研修の一環として、課長級職員を対象にしたハラスメント防止対策研修を実施というふうに書かれています。

ハラスメント防止研修のほうは、主要施策の成果を見ると、市役所内で課長級職員を対象に、30人対象に、10月に1日間で行われたというふうにあります。

これ、2つ研修があるのかなと思うんですが、上の人づくり財団についてはどこかに書かれているんですか。書かれていなければ、どんな研修だったのか、両方含めてどういう研修だったのかを教えてくださいと思います。

○久山人材育成・女性活躍推進室長

ひとづくり財団の階層研修につきましては、主要施策の成果の18ページ、こちらの上段、アの階層別というところの、会場が山口県セミナーパークというふうに記載しているものがそれに当たります。

○森戸委員

分かりました。両方なんですが、その研修……、対象人数もここに書かれてあるとおりですか。分かりました。

階層級と、課長級職員を対象にしたこういった研修なんですが、これはいつぐらいから行われてきておりますか、ちなみに。

○久山人材育成・女性活躍推進室長

ハラスメント防止研修について、いつからやっているのかという御質問ですけれども、こちらの研修につきましては、平成29年度から実施をしております。ハラスメントの防止というものが社会的な課題となる中で、一事業所として対策をすることで、社会的な責任を果たしていくとともに、働きやすい職場環境づくりを推進するために実施をしております。

以上でございます。

○森戸委員

こういった時代でありますので、こういう研修というのはとても大切だと思います、働きやすい環境づくりに向けては。

これを受けて、この研修をしての成果というんですか、そういうものが何かあればお示しいただけますか。

○久山人材育成・女性活躍推進室長

研修の成果というところですが、研修のほうは民間業者に委託をしまして、専門的知識を有する講師を招聘して実施をいたしました。

内容としましては、ハラスメントの基礎知識ですとか、こういった言動がハラスメントとなるのか、また、未然防止や相談を受けた場合の対応など、こういったものが内容

となっております。

終了後に行ったアンケートでは、「コミュニケーションを取っていると思っていることも、相手にとってはハラスメントと受け取ることもあり、接し方が難しいと思った」、「常にハラスメントについて意識して職務に当たりたいと思った」、「働きやすい職場環境づくりに生かしたい」といった声がございます、意識づけを図る契機となったものと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。令和3年度で結構なんですけど、例えば、まずこういったハラスメントがあった場合に、職場で、どこに相談するといいますか、通報するといいますか、そういう何か体制というのはあるんですか。

○久山人材育成・女性活躍推進室長

本市では、ハラスメントの行為を未然に防止するために、平成29年4月に、総務課に相談の窓口を設置しております。担当者として、総務課長、人事係長、人事係主査職員を充てておりまして、職員に周知をしております。

以上でございます。

○森戸委員

実際に令和3年度であれば、どのぐらいの相談件数があったのか、その辺分かれば、お示しいただけたらと思います。

○久山人材育成・女性活躍推進室長

令和3年度における相談件数についてですが、こちらについては2件の相談がございました。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。この件数が多いのか少ないのかは分かりませんが、相談窓口があって、研修をされて、こういうふうに関に顕在化したということは、とても大切なことだと思います。ぜひ、引き続き研修も含めて続けられて、ハラスメントを少なくしていくところがポイントだと思いますので、職員なんかと一緒に同行したりするケースがありますけど、現場でいろんな厳しい言葉を浴びせられるということも、職場だけではなくて外に出たときにそういうケースもあると思いますので、本当大変な時代になっていると思いますので、我々も気をつけなければなりませんけれども、引き続きよりよい職場環境をぜひつくっていただけたらと思います。

それと、主要施策の成果の47ページ、先ほどのペットの同行避難について、少し、先行委員の関連なんですけれど、分かりづらいというところの要望があったということで

した。この分かりづらいという部分については相当声を聞きますので、これは具体的に対策をしっかりとしていく必要があると思います。

浅江地域の人であれば、あそこのテクノキャンパス研修センターが受付でというのはすぐ分かると思うんですけど、それ以外の市内のいろんなところから来る場合に、初めて行くケースでは、やっぱり分かりづらいといいますか、どこから入ればいいのか、旧コンピュータ・カレッジのほうから入るのか、公園のところに置いて入るのか、いろいろこれ迷われるんではないかと思うんですが、その辺はしっかり対策が必要ではないかと思いますが、その辺のところについて何か見解があれば、お示しいただけたらと思います。

○小熊防災危機管理課長

今、お尋ねのテクノキャンパス研修センター、あと大蔵池公園の駐車場といった辺りの場所が分かりづらいというところでの、周知の取組を少し御紹介をさせていただきたいと思うんですけども、まずペットの同行避難所につきましては、コロナ禍の中で、出前講座とかイベント、こういったところでの対面での周知というのは実際できなかったんですけども、周知用のチラシを作成しまして、市内の動物病院それからコミュニティセンター等に設置をしまして、市民の皆さんのほうに配布するといったこととともに、令和3年7月号の広報誌のほうへ記事を掲載させていただいています。また、市ホームページに、「ペット同行避難所について」といったページを新たに作成して、周知を図ったといったところがあります。

そうした中で、特に場所ということに関してなんですけれども、当然、委員御指摘のとおり、場所が分かりづらいところにあるというところ、ケージ置き場それから駐車場が、隣接しているとは言いながら、大蔵池公園の隣といったようなことから、周知用のチラシのほうに少し大きめの図面、これを併せて掲載したチラシとしております。

また、市のホームページのほうには、ペット同行避難所についてのページのほうに、同じく位置図、これを掲載しておりますし、避難所に関するページの中に、自主避難所の一覧といったような表もあるんですけども、そちらのほうの施設名をクリックすると、地図画面に遷移するというような改修をいたしまして、少しでも場所が分かりやすくなるように努めたといったところがございます。

市といたしましても、今後はさらなる工夫を凝らしながら、いろいろな機会を捉えて周知を図っていきたいというふうには考えておりますけれども、一方で平常時の備えといたしまして、避難場所それから経路、こういったものの確認をしておくということが重要であるということは、ペットを飼っている方においても同様ということがございますので、避難に必要なペット用品の準備などと併せて、テクノキャンパス研修センター、それから大蔵池公園の駐車場こういった辺りの場所を、確認しておいていただけたらいいかなというふうに考えております。

また、災害時についても、こういった対策が必要かといったところも、御意見等を踏まえて避難所運営の所管とともに検討しながら、何らかの対策は考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。自助、共助、公助のところも求められているとは思いますが、例えば夜間であったりとかする場合には、非常に分かりにくいと思いますので、今、試行段階なんですよね。試行段階だと思いますので、本格運用に向けて、いろんな課題を洗い出していただけたらと思います。

例えば、あそこは夜間になると、もし雨が降っているとすれば、びちゃびちゃになるというんですか、田んぼのような状況になると想定されますので、そういった所への対応とか、夜間での分かりやすい表示とか、その辺も含めて改善をしていただけたらと思います。

それと、昨日のちょっと1点ほど続きの部分がありますけれど、監査について少しお尋ねをさせていただきます。昨日の部分で、決算の監査について見解を求めたいと思います。

議選の監査委員さんの利害関係があるのではないかとということで、決算を監査をするときに除斥をして監査をされたのかどうか、その辺のところを確認をさせていただければと思います。

監査委員の除斥については、地方自治法の199条の2で、制度として担保されているものであります。それも含めてどうだったかというところをお知らせいただけたらと思います。

○守田監査委員事務局長

それでは、森戸委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、本市では、これまでと同様に除斥の取扱いは行っておりません。

除斥する必要があったのではないかとということでございますけれども、監査委員は地方自治法、おっしゃったように199条の2におきまして、自己もしくは父母等の従事する業務に直接利害関係のある事件について監査することができないと明確に規定がある一方で、地方自治法逐条解説などの運用解釈においては、予算の審議について、仮にその費目の中に当該議員の除斥事由となる事件が含まれている場合であっても、予算そのものは全体として一体をなしているものであるから、その審議に当たって除斥されることはないとされております。

このため、これまで議選の監査委員を除斥する取扱いを本市の場合はしておらないというのが現状でございます。

以上です。

○森戸委員

逐条解説での解釈ということが分かりました。私は、決算については、予算執行の結果の実績だと思いますので、個々の財務会計の行為の1会計年度の集積であるという考えに立って除斥はできるというふうに、除斥するべきではないかというふうに考えてお

ります。

この考え方には、いろいろな解釈がありますので、その辺のところをぜひ中国の都市監査委員事務局であるとか、全国の都市監査委員事務局であるとか、その辺のところも含めて調査をしていただけたらなと思います。

ちなみに、この周辺地域で実際に監査の中で除斥をしてやっている事例を把握しておられますでしょうか。

○守田監査委員事務局長

広くは承知をしていないところがございますが、近隣でございましたら、周南市さんが、職員OBが退職後すぐに監査委員に就任した場合など、除斥の措置を行っているという話を聞いたことがございます。

以上でございます。

○森戸委員

調べてみますと、下関等でもそういった除斥をされての監査というものが行われておりますし、広く一般的に監査、そういった除斥の監査、これは議会選出とか代表監査委員にかかわらず、利害関係がある場合は、除斥をされて監査をしている。そのために2人の、光市においては2人、ほかの市町においては人口に応じてだと思いますが3人、4人、いろんなケースがあろうかと思しますので、そのため複数いるというところがポイントなのかなと思います。

複数いることによって、審議の公正といいますか、監査の公正を担保する、これが監査委員の除斥制度の考え方だろうと思しますので、それぞれの監査委員事務局の考え方だとは思いますが、ぜひ蓄積を今後も、見解の蓄積を積み上げていただけたらなと思います。

あくまで利害関係がある場合は、除斥をすれば問題はありませんので、私が言いたいのはそういうことであります。

ちなみに、いろんなところの自治体を見ると、政務活動費については除斥をして監査をしている、決算監査等をする場合は、そういうケースもありますので、ぜひ我々の政務活動費というの、それぞれのお金、会派等でお金を使ってやるときには、やはり直接的な利害関係が生じると思しますので、そういったことも考慮に入れながら、今後見解の蓄積をしていただけたらと思います。

以上で終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」